

第7日目（6月18日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。傍聴者の皆さん方におかれましては、早朝より傍聴に来ていただきまして心より感謝申し上げます。

それでは散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は25名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、井上智明君から家事都合のため遅刻、病院事業管理者から公務のため欠席、会計管理者から病気療養のため欠席の届が出ておりますのでこれを許します。

なお、新潟日報社、読売新聞社及び朝日新聞社から写真撮影の許可願がありましたのでこれを許します。

（午前9時30分）

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。

なお、質問回数は一括質問・一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は無制限とし、質問時間制限はいずれの方式も1人30分以内といたします。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。

また、質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。併せて市長等からの答弁につきましても、簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。

また、南魚沼市議会会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問をする場合は、当該答弁の前に質問をしますと挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は議員の質問時間に含めないこととします。よろしくお願いいたします。

○議 長 それでは順番に発言を許します。質問順位1番、議席番号13番・関 常幸君。

○関 常幸君 おはようございます。傍聴者の皆さま、梅雨の晴れ間とはいえ、お忙しい中ご苦労さまです。一般質問でトップバッターというのは初めてであります。そして、質問の内容から質問順位が明日や3日目でなければいいがなというふうに思い、実は毘沙門様にお参りいたしました。願いが叶いまして、阿部議長様からは1番くじを引いていただきました。感謝申し上げますが、大変緊張しております。それでは、通告にしたがいまして市長に2点伺います。

1 市長選挙への3選出馬を問う

最初に11月に執行される市長選挙への3選出馬について伺います。4年前の2期目のとき、市長の出馬は選挙1年前の12月議会でありました。早かったのです。思い起こせば4年前の選挙は11月9日に告示でありましたが、1か月前になっても対抗馬が現れなく、私は無投票、再選だと思っておりました。

突然10月15日と18日に城内病院の小山院長先生から手紙がまいりました。その内容は地域医療に対する熱き思いが記されておりました。事実上の出馬表明でありました。短期決戦

になりました。私は知名度も余りありませんので、1万票には届かないのではないかと感じておりましたが、選挙結果は井口一郎1万8,350票、小山信二1万2,734票という大激戦でありました。改めて選挙の怖さというものを目の当たりにいたしました。

それから、この4年間というもの、今日の本議会も通じて15回ありますが、野球場建設を旗頭にしたい意見や質問、ときには大激論が行われ、この議場で野球場問題が出なかったことはありません。今年に入っても3月の議会、一般質問、323億円野球場建設が含まれている予算に修正動議も出ました。また、本議会初日12日ではありますが、第73号、第74号議案 大原運動公園野球場土木、建築請負契約についても反対が出されました。4年前の市長選挙はまさに野球場の建設の是非を問うた選挙であり、民意は野球場建設を進めている井口市長を選んだにもかかわらず、毎回その種の問題が出てきております。

その中で常に根底にあったのは次の選挙、すなわち今年の11月の選挙には野球場建設反対、我が陣営から立候補するぞという声が常にありました。現に城内地域からもそういう動きがあるということも聞いておりましたので、前回のこともあり私は3月の議会では市長から何らかの意思表示があるのかなというように感じておりました。また、私的の会議におかれましても3選出馬についてはほとんど話が出ませんでしたので、私は市長が体調が思わしくないのかなとさえ感じてみました。

そうしているうちに、5月20日開催の井口市長後援会の役員会が開催されました。もう6月間近、時期が時期ですので、必ず表明があるのだろうなと思って会場に入りましたが、後援会幹部の皆さんは厳しい顔をしておりまして、市長本人も見えておられて本人は口をうんと真一文に結んで厳しい、険しい顔をしておりまして。これは、ああそうか、昨日の新聞報道、井口一郎3選出馬という報道のせいもあるなと思いました。冒頭の市長の挨拶で合併の3町の約束はほぼ達成した。新市長にふさわしい人がいればバトンタッチもやぶさかでないというような心の内や心情が話され、今、熟慮中だと話をされまして会議室を退席いたしました。新聞報道に対する怒りの声もありましたが、満場一致で3選出馬を要請いたしました。

市長は本気になって勇退も考えた時期があったのだなと思いました。まさにこの2年間、2期8年間は3町という合併の行政課題、今まで遭遇したことのない地震、豪雨災害の天地異変を乗り越えて、この8年間6万2,000市民のために本当に休む暇もなかったのだろうなと推察いたしました。南魚沼市の初代の市長として8年融和を基軸に、1期目は土台を作りました。2期目はその土台の上に柱と屋根を掛け、今その屋根が掛け終わろうとしております。

市長、柱と屋根だけでは安全・安心に住むことはできません。家に例えれば、戸はどうするの、台所は、廊下は、じいちゃん、ばあちゃんの部屋は、赤ちゃんの部屋は、若手の部屋はと、年代別にきめ細かな造作をしてもらわなくてははいけません。言い換えればこれからの4年間でまた一番大変な時期ではないでしょうか。南魚沼市初代の市長としての仕事は残っております。初代の市長として次の4年間で仕事をし、次にバトンタッチすべきと思います。任期満了まであと4か月余りです。3選出馬について市長の心情・考えを伺いたいと思います。

2 新図書館の管理・運営について

次に新図書館の管理・運営について伺います。現在当市の図書館はご存じのように市民会館内にあり、蔵書数7万冊であります。大和、塩沢図書室を合計して約11万冊で、他市や他の図書館に比べて大変貧弱であります。平成21年に市民16名からなる図書館整備検討委員会が発足し、翌年22年に答申が出され、新図書館建設ということで今日に至っております。今後の日程は今年度実施設計、来年度着工、26年度オープンを目指しております。新図書館の位置はご存じのように六日町駅前ショッピングセンター・ララ内にあります。図書館というと広々とした自然環境のところをイメージしますが、新図書館は電車等の利便性が良く、市内の中心に位置しておりますし、高校生や高齢者、若いお母さん方、幅広い年齢層が利用しやすい位置になっております。そして、スーパーや医療施設との複合施設と一緒に、新たな効果が期待できます。

六日町市街地はジャスコ等の量販店が郊外に進出し、市街地が空洞化し、高齢者等の買物難民が危惧されました。六日町駅前ショッピングセンター・ララ内に建設される新図書館の役割は、六日町駅前の活性化という重要な責務を担っております。新図書館は通常の図書館の役割を担いつつ、駅前のにぎわい、市街地のにぎわいを取り戻すという気概を持って図書館の運営に当たらなければなりません。当市の新図書館の管理運営は市直営で行われますが、現在計画している管理運営の考えを伺います。以上、登壇しての質問を終わります。

○市長 おはようございます。傍聴の皆さん方、朝早くから大変ご苦労さまです。ありがとうございます。今定例議会も23名の皆様方からそれぞれご質問いただいております。答弁を長くするなという議長からのお言葉もありました。思いの丈を述べながら長くないように務めますけれども、長くなった際はご容赦をいただきたいと思っております。関議員の質問にお答え申し上げます。

1 市長選挙への3選出馬を問う

1点目の市長選3選出馬の件でございます。今、関議員からおっしゃっていただいたように、南魚沼市発足以来8年間、市政を担わせていただきました。この間一番やはり心がけたことは、旧3町の融和、そして新市建設計画、これは旧3町の合意事項でありました。約束事項でありましたので、この計画に基づく均衡のとれた旧3町の発展、これに心を砕いてまいりました。

その過程の中で非常に困難な時期もございまして、ご承知のように平成17年に財政危機、これに遭遇をしたわけでありまして。平成18年から5年間、この財政危機を克服、突破するために財政健全化5か年計画を策定させていただきました。18年からその実行に入ったわけでありまして。この内容は皆様方それぞれご存じのとおりだと思いますけれども、5年間で71億円余を削減するという非常に過酷な内容のものでもありました。

そのようなことで、それらに対して当時県下の市町村ではトップと申しますか最初でありましたけれども、職員給与の5パーセントカット、これらも含めて諸課題に取り組んできたわけでありまして。議員の皆様方からも大変なご英断をいただきました。職員がそういう形でやるのであれば、我々も議員の給与5パーセントは返上しようということでありました。そういう議員の皆様方からの後押しもありまして、大変困難な道のりではありましたが、5年間、

73億余という目標を上回る削減計画を達成させていただいたわけでありまして。改めまして、市民の皆さん、そして職員、そして議員の皆さんに心から御礼を申し上げますところでありまして。

この間、私も職員もやはり大きく誇れるところは、こういう削減という中で市民の皆様方に負担増を求めず、そして現行のサービスを低下させない、こういうことを合い言葉にやってきました。これも何とか達成をできたわけでありまして。しかしながら、そのことだけが市政ではないわけでありまして、その間それぞれ大きくくりますと、市民の皆さまの福祉の向上ということでありまして。様々な問題が山積しておりますので、一つ一つは申し上げませんけれども、少子高齢化時代の対応から始まりましてそれぞれございました。

災害も、先ほど副議長がおっしゃったように、思いもかけぬ大災害ということもございました。これらにも何とか対応ができて、今日までこの職に就かせていただいているわけでありまして。財政健全化につきましては、概ね一定の目処が立てられたということでありまして、当然この後その規律を緩めるということではございませんけれども、このままきちんと財政規律を保ってやっていければ、市の財政部分での将来への大きな不安はないだろうということでありまして。

そういうこともございまして、この8年間の部分を市民の皆様方がどう捉えていただけるか、このことをずっと私も考えてまいりました。先ほど議員からおっしゃっていただいたように、出馬に対してのしゅん巡という部分も大きくございました。しかし、今後まだ取り組まなければならない課題、市民の皆さまの福祉向上これはもう永遠のテーマでありますから、その時々のございませんけれども、今私が一番心にこのままでいいのかという部分については、やはり基幹病院建設によります地域医療の再編という問題であります。

大和病院の先生方と本当に丁々発止のやりとりも含めて今日まで議論を進めてまいりました。ようやく一定の方向性が見えたということでもありますけれども、この問題は方向性だけで、そして永遠のテーマということではないわけでありまして、短期間に今年度、来年度中にはきちんとした形を作り上げていかなければならないということあります。

今一つは昨年勃発いたしました豪雨災害であります。相当災害に対しても全精力を傾けながら復旧作業に取り組んでおりますけれども、まだいまだ相当数の箇所が残っております。3年間——特別の場合は5年間という期限もございましてけれども、やはり3年間の中でこの災害復旧を成し遂げる、このことも災害時に被災された皆様方あるいは区長さん方にお約束を申し上げたことでもありました。

そういう部分を考えますと、これにきちんと対応し、そして南魚沼市の発展に結びつけられる人材として市民の皆様方がどう私というものに判断をいただけるか、このことに尽きるわけでありまして。非常に厳しい部分もございまして自信があるという形ではございません。しかし、幸いなことに後援会の皆様方からは、私を今日まで育てていただいて、そしてなおかつ出馬をせよという思い、ご決議もいただいたところでありまして。それらを考えますと、市民の皆様方が民主主義の根幹であります選挙ということを通じて次期の市長を選んでいただく、このことが当然でありますけれども、そこに自分の身を参画させるということが天命であるという

ふうには考えております。当然ですが、市民の皆様方の最終的な判断を待ちたいと、そう思っておりますのが今現在の私の心境でございますのでご理解を賜りたいと思っております。

2 新図書館の管理・運営について

次に新図書館の管理運営についてであります。現在の図書館の状況でありますけれども、ご承知のように振興公社が指定管理者として運営しております、常時2名体制であります。休館日は月曜あるいは年末年始等でありまして、開館時間が9時から5時、金曜日は9時から7時ということで運営をさせていただいております。

そして、新しい図書館整備の基本構想でありますけれども、この図書館という部分、業務委託も当然検討したわけでありまして、目的を果たすためにやはり専門職によります長期的視点に立った運営計画、啓発活動、事業実施これらが重要になりますので、市での直営での管理運営という方向を今選択させていただいているところであります。ただ、今申し上げましたように常時2名体制でありますけれども、相当の増員が必要となろうかと思えます。職員が2名、臨時6名、7名程度であれば、これは休日も含めて6人体制で何とかやれるかなという部分もございまして、セキュリティ対策も必要になりますので、今、何人体制であれば運営が可能かというのは担当の教育委員会の方で調査研究をしているところであります。

また、司書につきましては現在市の職員にも司書が数名おりますので、これで対応が可能なのか、あるいは新採用をしなければならないのか、これらも含めて検討中でありまして、予定いたしますと26年4月に開館できるというふうを考えておりますので、来年度からは職員、それから運営体制これらも含めてきちんとした対応を示して、来年度にはこのことをきちんと打ち出していきたいと思っております。

直営でやるという方向は変わっておりません。県内の図書館の管理状況を見ますと直営で38館であります。指定管理では6館で三条市、見附市、十日町市——ここには南魚沼市がまだ入っておりますけれども——南魚沼、妙高、刈羽村ということであります。すぐ近くの長岡市では中央図書館は直営、地区の7館、これは指定管理という状況だそうであります。改めまして申し上げますけれども、直営で管理運営をしていきたいというふうを考えておりますので、よろしく願い申し上げます。答弁につきましては以上であります。

○関 常幸君 1 市長選挙への3選出馬を問う

3選出馬について伺いますが、市長、これは確認ですけれども、後段で市民の判断を仰ぎたいということが今の心境ですと話をされましたが、これは3選出馬について市民の判断を仰いでから自分の考えをまとめるということか、それとも市長選にもう出る、そこで市民の判断を仰ぐのかということについてお願いしたいと思えます。

○市 長 1 市長選挙への3選出馬を問う

先ほど申し上げましたように、市民の皆さまから選挙というものを通じてご判断をいただきたいというふうを考えております。

○関 常幸君 1 市長選挙への3選出馬を問う

ありがとうございました。市長、もう1点。4年前の12月選挙のときにうちの先輩議員で

あります若井議員の中で、もう今日は触れられませんでした。国際大学の学部の問題をぜひ2期目の中で達成をしていきたいということで、その途中経過も1回だけ公式の場ではなかったと思いますけれども話がありましたが、これは継続的な問題でありますのでそのところをお願いしたいと思います。

あと、市長からまさに地域医療は基幹病院ができて、子どもはややもすると市民の皆さんは安心しているようではありますが、今、市長申されましたように、六日町病院と大和病院のあり方、地域医療が問われているわけでありまして。本当に心強い話でありましたのでお願いをしたいと思います。その大学の学部のことについてお願いいたします。

○市長 1 市長選挙への3選出馬を問う

私は前回の選挙の際にもこのことを、公約とまでは言いませんけれども目標として掲げさせていただきました。国際大学の理事会の中で何度かこの主張をさせていただきました。すなわち、今の大学院大学、約300名の学生ですけれども、これだけではどうしても運営が立ち行かなくなる。昔は財界の皆様方が非常に、景気のこともありましたけれども多額のご寄附をいただいで運営ができたわけでありまして、今こういう経済情勢ですので非常にやはり厳しい状況であります。

当然ですけれども借入金も30億円近くになっております。これらをどう解消すべきかというのが、地元で設置していただいております我々にとりまして大きな関心事とでありましたので、小林陽太郎理事長にも理事会の中でも強く申し上げてきたところでありまして。紆余曲折はございましたが、今、東京六大学の中の一環の——具体名はまだ申し上げられませんが——大学と協定を結べる状況になりつつあるということでありまして。

その前段ということでもございませぬけれども、今年度は9月に立教大学と明治大学から生徒を各大学10名ずつ募集させていただいて、国際大学内で約10日間、国際学の講義を受ける、ディスカッションをやらせていただく、こういうことが今まとまっております。これは文科省の方の補助事業でもありますけれども、これを利用しながら首都圏大学との連携を深めていく。そしてお互いの構想でありますけれども、いずれは協定が結べた大学の4年生の学部を浦佐キャンパスにやはり建設をしたい、そういうことが今大きな目標であります。ただ、国際大学そのものがなくなるということではありません。国際大学の学部になるのか、あるいは連携をさせていただいた大学の学部としての建設になるのか、これはまだ不明でありますけれども、今の状況ですと何とか秋口には協定を結ばせていただきたいという方向で、今現在精力的に交渉している状況でありますのでご理解をいただきたいと思います。

○関 常幸君 1 市長選挙への3選出馬を問う

市長、11月の選挙は3段目にいる議員の皆さんの中から、私は必ず出てくるのだろうと思っております。それは2期目のときと事情が違って来るわけでありまして、ぜひ——これから公約、マニフェストというものが出てくるとは思いますけれども、そのとき心配するのは、市長の性格からいって余り自分の考えでまとめなくて市長を支えている後援会、そこにしっかりと相談をしてください。今一番言われているのが原発の問題なのです。それを市長の性格から

いうと、市長の考えでまとめてほしくないなというのがあり皆に相談をしてまとめてもらいたい。

例えばまたT P Pの問題、併せてエネルギーの問題等、国政とは直接関係ないのですけれども、そういうものを一つの旗頭にして戦ってくることは、私はもう確実だと思うわけでありませぬ。幅広く後援会と相談をしてマニフェストは作っていただきたいと思いますが、そのことについて伺います。

○市 長 1 市長選挙への3選出馬を問う

マニフェストといいますと、今国政の中では非常にマニフェストというものが本当にいいのかどうなのか。こういう形骸化もありますし、言ってみただけでも全然だめだったということもございませぬ。そのマニフェストという言葉になるか否かは別にいたしまして、当然ですけれども出馬をするとかそういうことになると、自分の政策、こうやっていきたいという一端は必ず披露しなければならないわけでありませぬ。今議員ご心配いただいておりますが、後援会の幹部の皆さん方とよく相談をしながら、ただ余りぼかして選挙戦術的なことは余り好みませぬので、そこらはどういうふうにやっていけるのか。私の考えだけでそれを通していくということではないわけでありませぬけれども。

選挙戦を戦わなければならないために、自分の主義主張を全てその中に包み込むということは、これはやはり私も30年間、町会議員からでありますけれども政治という世界に身を置いてきた者にとって、非常にそれは受け入れ難いという部分もございませぬ。今議員がおっしゃったことが受け入れ難いということではありませぬ。

私は望むところは、劇場型と言われております今の国政、地方選もそうであります。脚光を浴びて、若い、あるいは女性が、そういう部分で選挙が行われるということについては大きく危惧をしております。本当に政策をきちんと競い合いながら皆さん方からご判断をいただくということが一番肝要だと思っております。これは私の考え方だけでありませぬので、市民の皆さんにそれを強要するわけではございませぬけれども、できればそういう部分を選挙になる際はきちんとやっていただく方がよろしいのではないかと思います。

過去のことについての失敗であったとかそういうことは、それはそれで結構なのです。それはそれで結構なのですけれども、将来的に向けての中ではやはり正々堂々とやっていただくということだと思っております、そのことを心がけていかなければならないというふうには考えております。

○関 常幸君 1 市長選挙への3選出馬を問う

3選出馬の件については、これを最後の要望にして終わりにいたします。市長、5月の17、18でしたか、北陸市長会が南魚沼市でありまして、当然私は出席しておりませぬので内容はわかりませぬが、ある方がうちの南魚沼市の市長はすごい人だと。私もこう感じたのです。そういう中で、私も新潟県でも一番の市長だと思っております。どこに出しても私は議員として恥かしくありませぬし、そういうふうな評価があったというふうには聞いております。まさに今

これから市の課題としていろいろなことが出てきますが、特に市長の人脈というものがこれから私どもの地域のためになるわけでありますので、そういうことから今市長話されましたように、ぜひ王道で選挙を戦っていきましょう。よろしくお願いをしたいと思います。

それからもう1点だけ紹介いたします。実ははがきが6月5日付で旧大和一市民として私宛に来たのです。まあ皆さんもご承知ですけれどもメールとかいろいろなものが来ますが、名前が書いてあれば私は丁寧に、会ったり話をしたりしております。この方は、今の野球場建設の問題、図書館の建設問題等、特に財政問題が大丈夫なのですかというようなことでありますし、今こういう災害だとか福祉だとかそういう方が先ではないですかというふうな、まさに私どもが4年間議論してきたことが、市民の方にもいらっしゃるということでありました。私は一市民でありましたので返答ができませんでしたが、議場で話をさせていただいてこの方にお返しをしていこうと、お名前がありませんでしたので回答はいいのでありますが、こういうことがあったということでひとつお願いをしたいと思います。

2 新図書館の管理・運営について

次に図書館運営についてであります。市長、この問題、これから市で運営について検討をするということではありますが、私どもにもいろいろな主要な課題が幾つかあります。5月に私どもの会派で、これからオープンするだろう図書館について行政調査をしてみました。私はこのことをぜひ担当の課長・部長の方に話をして、ぜひこういう考え方でやらないと図書館運営だけではなくて、あそこには話をしましたように六日町市街地の活性化という大きな役割があります。市長、ここで市が直営だからということでは私はないと思いますよ。

市が往々にして直営のところは、市民目線で市民の行政の一環として運営をしてくわけです。そういうことから例えば指定管理者が出てきたりとかがあるわけでありまして、私どもが視察に行ったところの図書館はほぼ同じ人口で、ほぼ同じ蔵書数で、同じところであります。休みがないのですよ、正月もやっているのです。それはまさに市の直営ならばありませんね。それから開館時間もこの前の答申を見ると7時頃、今現在5時でありますけれども、9時までやっているのです。そして往々にして市の臨時職員になると給与も安くなる。そこで働いている職員はものすごくやりがいを持ってやっているのです。臨時職員よりも高いのです。

私はそういうふうな形での考え方でないと、ララ内に持っていった意味が薄れるのではないかなということで、これから鋭意検討するというわけでありますのでぜひこういう観点を、私ども行政調査もしておりますので、これはまた担当部署に返したいと思います。またこれから質問をします黒滝議員も1項目、調査に当たって提案をしていくというふうなことであるわけでありますので、その直営——市長はすごく直営ということをお話しておりましたけれども、ぜひ、そういう形で検討願えればと思います。お願いいたします。

○市長 1 市長選挙への3選出馬を問う

手紙の件につきましては、これは確か同じ方だと思います。私どもの方にも市長宛でまいっております。懇切丁寧に一応お返事は差し上げてはございます。芹田の方だと思うのですが、違っているかもしれません。一応ご説明を申し上げて、その後それについてどうご判

断なされたか、思っいらっしゃるかというのはまだまいっておりませんが、一応財政面の件とか、なぜこうだと、そういうことも含めて相当長文でご返事は申し上げます。

2 新図書館の管理・運営について

図書館の件であります。今議員おっしゃっていただいたように、まさに図書館機能ということだけではなくて、中心市街地・駅前商店街この部分の活性化も併せてこの中で包含をしてやっていこうという思いでこの場所を選んだわけであります。議員おっしゃっていただいたようにワークショップもこれからずっと続けていきますけれども、休日なし、あるいは夜間の開館時間の延長、これらも当然視野に入れながら検討してまいりますので、また議会の皆さん方からもそういう視察を通じて得られた情報がございましたら、どんどんお寄せいただければありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長 質問順位2番、議席番号8番・山田 勝君。

○山田 勝君 発言を許されましたので一般質問を行いたいと思います。大変重い話題でありました。私は子どもたちのために淡々と一般質問を進めていきたいと思っております。

2点ほどお伺いします。児童生徒の通学路安全確保といったことと、ジュニアスポーツの育成方針を問うということであります。

1 児童生徒の通学路安全確保を

去る4月18日、栃木県鹿沼市の国道293号で登校中の小学生の列に、クレーン車が突っ込みまして6人が死亡。4月23日京都府亀岡市で軽自動車が集団登校中の児童と保護者の列に突入し3人が死亡、7人が重軽傷。さらにその4日後、千葉県館山市、愛知県岡崎市、先月7日に愛知県小牧市、14日には大阪市で学童保育に向かう児童がと、立て続けにこのように子どもたちの事故が発生しているわけであります。

警察庁の統計によりますと、登下校中の交通事故で死傷した全国の児童数は、平成22年度、死亡者が13人、負傷者が3,784人。昨年は1年間で2,485人と、このように毎年全国各地で非常に多くの事故が起こっています。このように子どもたちが交通ルールを守りながら、それでありながら事故に遭う。非常にあってはならない悲しい出来事であります。

平野文部大臣が学校の通学路の安全に関する文部科学大臣緊急メッセージを出し、それを受けまして文科省から5月1日に都道府県と指定都市の教育委員長宛に、学校の通学路の安全確保についてという依頼文で学校の通学路の安全点検や安全確保を図ることについて特段の配慮をするように指示があったわけであります。一般的には何か起きて対策に取り組み、そして後手に感じるものが否めないことが多いわけですが、せめて危険を認識したら一日も早く対応して被害者や加害者を生まない、この対応が必要だと思っております。当南魚沼市においても児童生徒の通学路安全の確保を徹底すべきであるが次の点についてお伺いします。

1つ目、通学危険箇所の把握と対応について。2つ目、積雪時など幅員減少や迂回通学時の安全確保の対応はいかがでしょうか。3つ目ですが、国道・県道などの他へ依存せざるを得ないといった場所の安全確保の対応はいかがされているのでしょうか。さらにこれから夏至を迎えて後、日が短くなります。防犯灯など通学路の照明の確保はいかが考えられているのでしょうか。

2 ジュニアスポーツの育成方針を問う

2つ目、大きな問題ですが、ジュニアスポーツの育成方針ということであります。平成13年8月にやはり文科省保健体育審議会からスポーツ振興基本計画が答申されまして、12月には文化芸術振興基本法が施行されるなどスポーツ振興に関する問題についての指針が示されたところであります。本年3月には南魚沼市スポーツ推進計画が発表されました。生涯健康で生き生きと過ごすために策定に至ったわけではありますが、大人になって急にスポーツに向き会うより、ジュニア世代からスポーツに親しむことが健康面・人間育成面からより大切であると考えています。本計画の策定の趣旨の中でも子どもたちの身体を動かす機会や場が減って、それが体力の低下要因ではないかと、スポーツの環境を整備する必要があり整備することそれが大人の責務であると述べられています。

私もゲーム機の浸透による野外行動の減少、そういったことで子どもたちの体力は減少し、そこでの上下関係やチームワークといった感性も低下していると感じています。体力や集団的感性の向上にはスポーツは大きな役割を果たすと考えています。現在市内には53のジュニアスポーツクラブがあります。約1,000人の子どもたちがそこに参加をしています。近年、参加児童も減少してはいますが、またそれ以上に指導者の確保が困難となっている状況であります。活動の主体である児童生徒のニーズを満たし、活動を支える人的環境、これは保護者の理解や指導者スタッフの整備等、それから物的環境並びに市全体のスポーツに関わる運営組織をこの機会に見直して着実に整備を進めることが、これが大人としての役割であると思っております。

そこで4点ほど質問をさせていただきます。スポーツパラダイス委託後の市の関わり。2つ目、各クラブ指導者の実態把握と支援はどのようになっているか。3つ目、指導者間の施設利用融通など情報交換の場はどのようになっているでしょう。4つ目、小学校——これはなどを入れさせていただいて——小学校等施設設備、備品、用具類の更新の基準、整備の基準、こういったものがありましたらお教えいただければと思います。以上、壇上からの質問を終わります。

○市 長 山田議員の質問につきましては教育長に答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○教 育 長 それでは山田議員の質問2点について答弁を申し上げます。

1 児童生徒の通学路安全確保を

まず1点目ではありますが、通学路の安全確保という観点からでございますけれども、その中の一つ、通学危険箇所の把握と対応はということでございます。これにつきましてはそれぞれの学校でそれぞれの対応をしておりますので一律にということではありませんけれども、全ての学校で通学路の安全点検を定期的実施しております、保護者と合同で行ったり地域の皆さんと一緒に点検を行うということでやっております。

小学校では一般的には教師と保護者で年に1回は安全点検を実施しております、そして安全マップを作成して校内に掲示しております。また、通学班の子どもたちを集めて、具体的に

この場所ではこういうことに気をつけるというふうなそういった指導も行っております。中学校ではさすがにそこまでの細かいことは行っておりませんが、地域生徒会で地域の危険箇所について話合いの機会を持ちまして、具体的な危険箇所の情報共有を図っているところであります。

安全確保の現状といたしましては、今申し上げたこととも重なりますけれども、保護者や教員、民生委員、老人クラブの皆さん等々のボランティアによりまして、交差点での横断指導、登下校の見守り等を実施していただいております。今朝も中学生の一日人権保護委員の活動で塩中に行ってまいりましたが、中学生の安全確保というよりは小学生の安全確保という観点で、いろいろな交差点にまさにいろいろな方々が立っていただいて、子どもたちを見守っていただいております。誠にありがたいことであります。

今後の対応であります。引き続きボランティアの皆さん等々によりまして交差点での指導、登下校の見守りをお願いしていきたいとこんなふうに思っております。

積雪時等の対応であります。まず建設課で行います雪道計画の段階でいろいろ要望を申し上げておりますし、それから降雪によりまして道路状況が変化してまいりますので、普段は歩いて登下校している地域であっても、冬期間限定してスクールバスを運行したりというふうなことをやっております。今後ともこのような取り組みをしてみたいとこんなふうに思っております。そして積雪による危険箇所につきましては、学校等からの連絡によりまして現地を確認の上道路管理者に除雪等のお願いをしているところであります。

18年の豪雪の際には車道の除雪で歩道が埋まってしまう、あるいは歩道と車道の間の雪の壁が極端に高くなって厚みが余りありませんので、いつ崩れるかわからないという状況があちこちで出現いたしましたが、このときには道路管理者等をお願いして、保護者の皆さんからも協力をいただいて、高い雪の山を道路側に切り崩しながら道路管理者から排雪していただいたこともございました。したがって今後とも降雪等による危険が発生した場合には、同様の対応をしていきたいとこのように考えております。

3点目であります。国道、県道などでの安全確保の対応であります。学校、PTA、行政区それぞれからいろいろな情報をいただきますので、教育委員会で連携を図りながら建設課からアドバイスを受け——建設課を通じてというケースも多くありますが、それぞれ国道、県道の道路管理者に対しての要望を行っております。建設課を通さずに直接ということもなくはありませんが、ほとんどは建設課を通して要望をしているところであります。

防犯灯などの道路照明の確保であります。十分な対応ができているとは申し上げられません。市の方で持っております道路照明の防犯といいますか、防犯灯設置の基準にしたがいまして設置を進めております。ただ、電気料等の費用負担が地元が発生するというケースがほとんどでありますので、その辺については地元からの、地域の皆さんへの協力もお願いしているところであります。平成24年度から3年間で防犯灯設置事業を計画していただいております。社会資本整備総合交付金事業を活用して24、25年度で大巻小・中学校の間1.6キロ、防犯灯29基、平成26年度には六日町中学校の校区であります。0.3キロ、防犯灯5基という

ふうなことで具体的な部分では今申し上げたような段階であります。

2 ジュニアスポーツの育成方針を問う

続きまして2項目目のジュニアスポーツクラブの指導者確保の観点であります。小さいうちから身体を動かす習慣、スポーツに親しむ、そういったことを習慣化することが、その後の人生を健康で過ごす上では非常に大切だというご指摘については全く同感であります。ただ、特定の種目に限定して一生懸命やるということが、本当に小さいときにいいのかどうかということについては、識者の間に見解の分かれるところでもありますけれども、それはともかくといたしまして、身体を動かす習慣を付けるということは大切だということは一致しておりますので、そのように努めていきたいということです。議員のご指摘にありましたように、市のスポーツ振興計画においてもそれを目指しているわけであります。

スポパラ委託後の市の関わりということですが、受け止め方が間違っておりましたらまたご指摘をいただきたいと思いますが、主要な施設でありますディスポートでありますけれども、この運営につきましては委託料の他に市が運営補助金を交付しているというところがあります。また、わんぱくキッズ教室、ビーチボール教室等の6つの教室に市のスポーツ推進委員を講師として派遣しております。

2点目の各クラブ指導者の実態把握と支援ということですが、各クラブの代表者は把握しておりますが、指導者についてはあるいは代表者と同一であるかどうか、あるいは代表者の他に何人の指導者がおられるかということについては把握しきれておりません。市のスポーツ推進計画の中でもこの指導者の確保、養成を重要な項目というふうに認識しております。この対応を今始めたところでありまして、まだ具体的な日程まで詰まっておりますが、この秋、9月、10月頃までには何とか準備を整えたいということで進めております。

3点目の指導者間の施設利用融通などの情報交換の場ですが、バスケットボール、バレーボール、バドミントンなどの一般登録団体と利用施設が競合するクラブについては、各地域ごとに行われる調整会議で話し合い、情報交換を行っておりますが、少年野球とかジュニアスキークラブ等につきましてはそういった調整の場がありませんので、今後子どもたちの何ていいますか競技力の向上とか、指導の方法とか、そういったことについての指導者間の情報、連絡交換の場を設けられればよいなということで今考えているところがあります。

4点目の小学校、中学校施設・備品の更新基準ですが、特に更新の基準というものを持ち合わせてはおりません。例えば今回バスケットボールのライン等々の規格が変わりますので一斉に対応いたしますが、それ以外は利用団体の皆さんから要望等を受けながら、順次対応をしていくというところがあります。2～3年前になりましたが、大和中のバレーボールのコートの変更等々も行っておりますけれども、中には例えばポールが、あるいはネットがというふうな声も聞きます。状況を見ながら順次対応をしてまいりましたし、今後とも対応してまいりたいと考えております。よろしくお願い申し上げます。

○山田 勝君 それでは、この大きな1番、大きな2番、それぞれが1問として考えていただいて、括弧の方はまとめて質問させていただきたいと思っております。

1 児童生徒の通学路安全確保を

最初の安全確保の件ですが、この全ては問題点の洗い出しと対応はどうかという設問であります。それで、その問題点の洗い出しにつきまして、今ほど答弁をいただきますと、それぞれの学校でそれぞれ対応していると。中学校でも地域の方に任せて危険箇所をそれぞれ見て、相談し合っただけで情報を共有すると。安全マップ、これは裏返せば危険マップなのでしょうけれども、そうすると教育委員会の方とすると非常に受動的な感じなのですね。自分たちで、ではこの子どもたちの安全をちゃんと確保しようではないかと、そういう姿勢がちょっと見えないのですが、その辺の委員会として前向きな姿勢という考え方についてはいかがでしょう。

○教育長 1 児童生徒の通学路安全確保を

教育委員会が何もしていないというふうに受け止めていただいたとすれば、それは説明が悪かったということではありますが、今までの長い経過の中で、教育委員会としては学校に、こういうところに注意して点検をしてくださいというふうなことを繰り返してきているわけでありまして、その結果として今の安全あるいは危険箇所の点検の方法とか、それを見つけた場合などのように子どもたち、あるいは保護者に、あるいは地域の皆さんに周知しているかという今の対応の仕方ができているわけがあります。教育委員会はこれまでの段階の中でそれぞれ対応してきたというふうにご理解をいただきたいと思えます。

それから議員からご指摘がありました、文部科学省から県あるいは政令指定市に対していろいろな要請と申しますか、指導があったという部分に関してであります、私どもにも県を通じて届いております。したがって、この後、今までやってきたことの見直しも含めて、その県からの通知にも対応していこうということでもあります。以上であります。

○山田 勝君 1 児童生徒の通学路安全確保を

そうしますと危険な箇所について、ちょっと具体例を何点か言いますが、総括的な答えでも結構ですし、具体的な答えでも結構です。やはり、苗場福祉会のところの杜から上町の神社の近辺、あそこの通りですね。それから身近なところでは猫道地区の県道の歩道の上ではなくて、歩道がなくて側溝蓋の上の非常に段差がある中を歩いている子どもたち。雪道の場合は非常に道幅が狭まる。それからあとは石打の五十嵐信号のカーブのところですね。ああいう危険箇所について、どのように把握されてどのように対応されているのか。やはりこれは聞いておきたいと思えますので、現在の状況をお教えてください。

○教育長 1 児童生徒の通学路安全確保を

今ご指摘いただいた箇所全てについて、これから申し上げることが当てはまっているかどうかはちょっと今自信がないところではありますが、少なくとも地域の皆さん、あるいは学校から、ここが危険だというお話があれば教育委員会は職員がそこを確認しております。そして主に道路の形態・構造等々によるものであれば道路管理者にお願いをしています。ただ、道路の構造等に起因しているものにつきましては、なかなか改善が実現できていないということは事実であります。今後とも道路管理者にお願いをしていきたいと、このように考えております。

○山田 勝君 1 児童生徒の通学路安全確保を

安全な部分、主に小学生・中学生の部分も今話を伺ったのですけれども、学童保育とか高校生の通学とか、照明の明るさとかそういったことについては、小学生だけでない、中学生だけでない、いろいろな場面があるわけです。その辺についてはどのように把握されていますか。

○教 育 長 1 児童生徒の通学路安全確保を

学童の場合は主に保護者が送迎していただきますので、特別大きな問題はないのではないかなとは思いますが、しかし、場所によっては、これは中学生の例でありましたが自転車で走っていったら、水路の手前にふさいであるはずの、何ていいますかガードレールではなくてああいうものですが、それがなくて川に飛び込んでしまったというふうな事例もあります。小学生、中学生に限らずそういうことには注意をしていきたいと思いますが、なかなか全てにわたってというところは難しい点があると、このように思っております。

私どもが主に關心を持っているといたしますか、学校を通じて点検を要請しておりますのは、あくまでも通学路ということであります。ただ、その他にも例えば春先の融雪に伴って水かさが増す時期などには、通学路の他にも地域に戻ってから遊ぶという観点での安全確認もお願いをしてやってきております。高校生がどこを通っているかということについては、一般的には子どもたち、小中学生の通学路とほぼ重なっているのだらうとは思いますが、全く別の場所もないとは言えませんので、高校生の通学の際の安全確保ということについては自信がありません。

○山田 勝君 1 児童生徒の通学路安全確保を

自信がありません、ちょっと不安な気持ちになりました。最後に連携というポイントで伺ってみたいと思います。今ほど言いましたように危険箇所は、これは道路管理者だということで建設課なり県なりに向かうわけでしょうけれども、子どもの安全の対応となると非常に多方面でありまして、その窓口が——窓口といいますか見ている方が非常にバラバラなような気がしています。建設課であったり、市民生活の部門であったり、福祉保健の部であったり、教育委員会であったり、警察であったり、地域振興局であったり、お年寄りの見守り隊であったり、保護者会であったり、そういったものの連携について、意見集約する場面というのを設ける必要があるのではないかなと思っております。いかがでしょう。

○教 育 長 1 児童生徒の通学路安全確保を

ご指摘のその連絡の、あるいは一堂に会してということにつきましては、合併当初4年くらいはスクールガードの事業というふうなことで実施してまいりましたが、今現在は実施されておられません。ただ、今回のような大きな交通事故が連続して各地で発生しているという事案を考えますと、前に実施したものと形がいいかどうかは別にいたしましても、何らかの情報共有のための会は持つべきかなというふうに考えているところであります。

○山田 勝君 1 児童生徒の通学路安全確保を

市長になるのか。県道関係で遅々として改善が進まない場所、これを例えば県の部分を市道として受け取って子どものために改善してやろうではないかと、そういった考えはいかがでしょう。

○市 長 1 児童生徒の通学路安全確保を

これは原則としてでき得ません。実は議員ご承知のように、辻又あの道路関係ですね。市が合併調整基金も今のところちょっとあるし、これで一気に4億円、5億円をかけてそして改良して、後で県がその資金を年度計画の中で返してとかというそういう方法をとれないのかと迫ったことがあります。これは地方自治法上ででき得ないことでもあります。県道を市道にいわゆる替えればできますけれども、理由が必要でしてその部分だけを市道にするということもでき得ませんので、これは原則としてできませんから国・県道については、やはり国・県に申入れをして早期に改良していただくということに尽きるかと思えます。

○山田 勝君 1 児童生徒の通学路安全確保を

はい、了解しました。では今後も子どもたちの安全のためにぜひお計らいをお願いしたいと思えます。

2 ジュニアスポーツの育成方針を問う

続きまして2つ目の問題に移らせてもらいます。(1)番の委託後の市の関わりということで、私も1つジュニアクラブを主宰しているのですが、スポパラの関係とは行き来はあるのですが、全く市との関わりというのが見えてこないのです。例えば用具一つとっても、それから子どもたちの保険の部分、それはスポパラでいいのですが、その後、市としてどういう関わりをしてくれているのかというのが全く見えていないのですよ。その辺、確かにディスポート側から1年間に3万円ほど指導者謝礼というような形でいただきますが、お母さん方の指導者でも全て保険に入れてしまえば、それでほとんど手元には残りません。ですので、果たしてどうやってこの野球なり、サッカーなり他のジュニアのクラブを支援しているのかなというのが、ちょっと市の関わりが見えないのでお答えいただきたい。

○教 育 長 今、ご指摘の点につきましては、誠に申し訳ないなと思っております。委託をいたしましても責任は市に残るわけでありますから、その辺の観点でのディスポートとの調整、あるいは今ご指摘いただいた指導者の皆さんへの状況はどうなっているか。あるいは今後どうしたらいいかということについては、もう少し教育委員会として主体的に進めるべきであったなというふうに思っておりますので、今後もそのように進めていきたいと思えます。

なお、先ほど申し上げました市のスポーツ振興計画の中でもそういう考え方は、芽は出しておりますので、今後ともご指導——ご指導というのは私どもに対するご指導——もよろしくお願ひしたいと思えます。

○山田 勝君 2 ジュニアスポーツの育成方針を問う

それで、あるところではジュニアスポーツ振興方策というものを策定しているところもあります。非常に少年期からの関わりが大事であるということ認識されているようですので、ぜひ、ジュニアスポーツ振興方策というジュニアの部分を中心に、ちょっと方策を定めてはいかかなと考えるのですが、いかがですか。

○教 育 長 2 ジュニアスポーツの育成方針を問う

ご指摘の方向で努めていきたいと、このように考えます。

○山田 勝君 2 ジュニアスポーツの育成方針を問う

はい、ありがとうございます。では1点、今回の設問には書いていないのですが、振興計画の中にきちんと必要だなということで、前々から私は言っています総合体育館の必要性について、もし今後の考えがありましたらぜひお聞かせいただければと思います。

○市 長 2 ジュニアスポーツの育成方針を問う

総合体育館につきましては必要性というのは十分認識しております。ただ、新しくこれを建設するということになると、これは新市建設計画等にも搭載がなかった事業でありますので非常に財政的には厳しいということでもあります。そこで、いろいろ何ていいますか、例えば今のディスプレイ部分を改良してそういうことになり得るか否か。そういうことも含めて検討は進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○山田 勝君 2 ジュニアスポーツの育成方針を問う

ぜひ検討をお願いします。いろいろな練習会や大会で栃尾、長岡方面、寺泊方面とかにずっと行くたびに体育館を見させてもらっています。幾らくらいでできるのだろうというパンフレットをもらいながらやっていますので、最低限3列のベンチがあると用具置場になる。そういったものも参考にさせていただいて、ぜひ改良は改良で結構ですので、ぜひ実現をお願いしたいと。要望になってしまうと非常にあれなのですが、ぜひ、必要だと思いますので、よろしくをお願いします。終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時5分といたします。

(午前10時51分)

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

○議 長 質問順位3番、議席番号4番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 議長から発言の許可が出ましたので一般質問をしたいと思います。一般質問をする前に、我が市では全国を揺るがした八箇トンネルの大きい事故がありました。新聞等でも、メディア等でもかなり数日にわたる報道でした。残念ながら4の方が亡くなられましたが、我が市の消防団員の事故もなく、消防長を始め現場で指揮をとったかたの協力があり速やかにできたと思います。また市内の皆さまの安心・安全をよろしく願いしたいと思います。

障がい福祉について

一般質問に入らせていただきます。障がい福祉についてであります。私が所属する委員会が障がいの方の担当をしているのですが、どうしても一般質問をしたいと思います。障がい福祉の今後の展開について市長の考えを問うということでもあります。先ほど副議長の質問の中で、市長が3選の表明をしたということもありまして、今後の障がい福祉をどう市長が考えていくのかということを知りたいと思います。

今、市でも第2期の南魚沼障がい者計画、また第3期南魚沼障がい福祉計画とあります。いろいろな施策が載っている中でありまして、障がい者の手帳配布数も3,221名ですが、年々増えているかと思っております。そういった中で障がい者の方というのは、非常に思いがあった

り、それをまた見ている保護者や家族の方も思いがあると思うのですけれども、この中でもアンケートに答えているのが60数パーセントというわけであります。思いがあってもなかなか言葉には出せなかったり、言えないという気持ちを持たれている方が多いのではないかなと思います。

そういった中で市長がどういった声を吸い上げていくか。また、この声が出ていない中をどうやっていくか、お考えを聞かせていただきたいと思います。また、具体的にになりますけれども、25年度には特別支援学校ができます。私も25年度の特別支援学校に市長が市立でやるという方針を出して素晴らしいなど。また、場所的にも中心に持ってきて素晴らしいなどと思います。ぜひ、25年度の開校のときには井口一郎市長であってほしいと思っております。そういった中でやはり議場でも何回も出てきましたけれども、グラウンドの問題等がありますけれども、そういうことをどういうふうに——市長の今後の11月の選挙に向けて、ぜひ、障がい者をど真ん中という施策を打っていただきたい。今後の障がい福祉をどういうふうに考えるかお聞かせいただきたいと思います。

2番目の質問です。重度障がい者に対するドアツードアサービスを導入してはいかがかというこの質問であります。今、子どもたちに至りましては、特別支援学級ですかそちらに行かれている方は、何ていいますでしょうか、送り迎へのドアツードアの重度障がいの支援はないのですけれども、交通費に至る助成等があります。これは国からの交付税の中で決められていて、それを市が行っているわけですけれども、そういった中でまたこの拡充とか、市単独で何かを考えていけないとか。また、今回特別支援学校ができるに当たり低床でリフト付きのバスを2台購入する予定だそうです。特別支援学校を作る会議の中でも保護者の方からは、ドアツードアサービスあればいいのになという声が非常にいっぱい出ています。まだ検討中だとは思いますが、市長にはぜひ前向きに障がい者に対する支援、施策をやっていっていただきたいと思います。

本当に障がいをお持ちの方はその手帳とか、以前も質問したと思うのですけれども、小さい頃の手帳の配布というか交付がないのですね。そういった中で本当にいろいろな通院とかでも、通うにあたって手帳がなければ実費になったり、どういう方法でそういう支援があるのかというのをわかる方も少ないそうです。小中学校の方を集めて、毎回学校教育課がB&Gでやっておられる交流会があるのですけれども、そういった中でもどこに聞いたらいいのか、どういう施策があるのかということがわからないという保護者の方が非常に多かったです。そういった中で市長はそういう声をどう吸い上げていくのかお聞かせいただきたいと思います。壇上からは以上の質問で終わらせていただきます。

○市長 障がい福祉について

塩谷議員の質問にお答え申し上げます。障がい福祉計画の今後の展開ということであります。ご承知のように平成18年に障害者自立支援法が施行されました。抜本的な制度改革が行われたわけでありますが、これがなかなかその後度々見直しが行われたりということで、障がいを持っていらっしゃる皆さん方を取り巻く環境は非常にめまぐるしく変化しているということで

あります。今議員おっしゃったように、障がい福祉サービスにつきましても複雑多岐であります。今後もまた制度改正が予定をされているということでもありますし、非常に課題は多いわけでもありますけれども、一元的なこのサービス提供を行ういわゆる末端市町村ですね、末端自治体といたしましては、そこにかかる比重が非常に大きくなっていくというふうに認識をしております。

この中で当市の現状を踏まえまして、これらをどう施策を推進するかという基本となっております。第2期障がい者計画、それから数値目標を掲げました第3期障がい福祉計画を策定させていただきましたところであります。やはり障がいのある人もない人も、全ての方々がその地域で安心して生き生きと暮らしていける社会、地域全体で支え合う社会、ノーマライゼーションという言葉だそうではありますが、これの確立を目指していかなければならないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

声なき声、サイレントマジョリティとかという言葉でよく表しておりますけれども、これを聞き取るというのは非常に難しい部分がありますが、今議員おっしゃったようにそういう立場に立てばどうということなのかということも含めて、職員も関係をする皆さん方も当事者の立場に立ってまず物事を考えていかなければならない。そして問いかけをしていかなければならないと思っております。

重度障がい者に対しますドアツードアサービスであります。これから開校をさせていただこうと思っております総合支援学校の通学支援でありますけれども、今教育委員会の方で総合支援学校の説明会を6月1日から20日まで開催しております。説明会終了後に総合支援学校を希望する方、その中で通学バスを利用する方、日中一時支援を利用する方の調査を実施させていただいております。7月末頃までにその調査結果を集計して、通学バス利用者と重度障がい等のためにバスに乗れない生徒数、これを把握して、ではこれをどのような方法で通学の支援をするのが一番良いのか。これを教育委員会と福祉課で検討させていただいて、できるだけ早めにこの結論を出していきたいと思っております。

通学バスにつきましては、決められたコースを運行してバス停からの乗降となりますので、これはなかなかドアツードアということには至らないわけであります。ここに止まるからここまで来てくださいということでもあります。

通学バスを利用できない重度障がい者の皆さんの通学につきましては、今現在といいますか、やられる方法としては保護者の皆さんからの送迎、それから市の送迎、市で送迎をする、あるいは日中一時支援の送迎を利用する方法、これらは利用する児童の皆さんの人数、住所これらを含めて検討して決定させていただきたいと思っております。

一般の障がい者の皆さん方の移動支援でございますけれども、介護保険サービスは大体ドアツードア的です。障がい福祉サービスはそうっていないということでもありますけれども、介護保険事業は開始12年を今経過いたしまして制度も確立しているのに対しまして、先ほど触れましたように、この障害者自立支援法というのは平成18年に施行された。その後も度々見直されているということで、こういう中で、ではどうしていくのだということでありま

す。市も平成23年4月に全事業所が新体系に移行を完了したところでありますけれども、こういう中、各事業所でサービス向上に努めておりますけれども、なかなかそのニーズに全て対応しきれていないという課題もやはり大きく出てきております。

今市の現状といたしまして、生活介護、短期入所、日中一時支援はサービス提供事業者がドアツードアで送迎をしております。一方、就労支援サービスあるいは地域活動支援センターⅢ型という友の家やドリームハウスであります。これらにつきましては基本的に自分で通所できる方を受け入れるといいますか、来ていただくということになっていきますので、利用される皆さん方が公共交通機関あるいは市民バスを利用しておいでいただいているということになります。

障がい福祉サービスの中での送迎ということにつきましては、平成24年度からようやく介護給付費に送迎加算が導入されましたので、今後はサービス提供事業者から自立支援給付事業の中でドアツードアに向けて、さらに体制整備をまずはお願いしたいと思っております。

自立支援給付事業の対象にならないケースでの外出、例えば公共施設、駅、福祉センターの利用、あるいは各種行事への参加、あるいは日常生活での移動につきましては、公共交通機関あるいは市民バス、福祉タクシー、それから魚沼市にありますけれども福祉有償運送「かけはし」この利用によるか、保護者の送迎に今は頼っているというところでもあります。

重度障がい者の方は福祉タクシーかこのかけはし、あるいは保護者の送迎による移動となっておりますけれども、福祉有償運送のかけはしというのがご存じのように魚沼市でありますので、市内での移動は非常に利用しづらい、これも課題として上がっております。

総括といたしまして、障がい者の皆さんにとっての日常生活で、いかに円滑に移動できるかということが大変重要な課題だと受け止めております。障がい者の方と保護者の利便を考慮した上で、この地域でどういう移動支援が最適なのかを検討するために、自立支援協議会で今年度から移動問題を専門に扱うワーキングチームを発足させました。

障がい者の代表の方、あるいは福祉関係機関、団体これらで構成いたします自立支援協議会において、障がいを持たれていらっしゃる皆さん方の分野から見た地域の移動支援の問題、課題について調査あるいは情報収集、意見交換を行った上で実現に向けて提言をいただく予定になっております。まずはこの提言を待ちたいと思っておりますが、いずれにいたしましても議員おっしゃったように、障がいをお持ちであっても、そうでなくても、この地域でやはり安心をして安全に暮らせる。このことの実現に向けて努力していかなければならないと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○塩谷寿雄君 障がい福祉について

そうですね。本当にこの福祉の今後の展開についてなのですけれども、やはり地域みんなということとはよく言われていてよくわかるのですが、実際には保護者や家族というのが大半みているというのが現状でございます。在宅でみている方も8割以上は在宅にいるわけで、その支援のために日中一時とかいろいろありますし、日中一時がドアツードアサービスをしていたりすることもよくわかるのです。先ほども壇上で申し上げましたが、やはりその声が今、策定

委員会の方とかから出ているのですけれども、よくこの方たちも福祉のことは存じているとは思っているのです。本当にこの何ていうのですか、身近に何々例えば部長とか課長とか、誰々という会長とかという上のクラスの方がみんな出ているのですけれども、そういう障がい者の関係の団体でも全員が全員やはり入ってなくて、声を吸い上げるというのが非常にやはり難しいような段階だということ。市長も今も申されていましたが、そういったことをどういうふうに吸い上げていくかということがやはり課題だと思いますので力を入れていってほしい。

先ほど言ったようにB&Gでお子さんはかなり集まったし、保護者も集まるのでそういったときにいろいろ聞いていただくとか、また、今までそういう障がいのあるお子さんとかを育てていって大人になっていくわけです。そういった方の、以前よりは全然障がい者としてのサービスやそういうことも良くなってきています。けれども、諸外国等に比べては、やはりまだノーマライゼーションのようになっていないのではないかというような考えであります。

また、いろいろな市でも、障がい者のためにパーキングなりポーチなりを建物には今後付いたり、トイレとかにもいろいろそういうふうな工夫はされていますけれども、そういった中で障がい者の声をもうちょっと取り入れてみてはいかがかということ。先ほどちょっと具体的に言いましたが、特別支援学校に市長の今後の3選に向けての、グラウンドを作るとかそういうことというのはちょっと考えられるかどうかを聞きたいと思います。

○市長 障がい福祉について

先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、100パーセントの声が届いているなどということではありませんので、いかに市民の皆さん方の声を行政が把握できるかということでありま。いろいろの委員会ということになりますと、議員おっしゃったようにややもしますとちょっと堅苦しくてなかなか発言をしづらいということもあるかも知れません。そういう部分も含めてこの自立支援協議会の中でのワーキングチームは、人選を、何ていいますかある程度柔らかいという言い方は変でありますけれども、発言しやすいような雰囲気きちんとしていくということも必要だと思いますので、また担当課の方にそういうふうに指示はしておきます。

グラウンドの件を約束できるか否かというのは、これは前から申し上げておりますとおり、用地の問題もありまして、市が単独でわかった、やるぞと言っても、用地提供者がこれを拒否されるということになりますとどうしようもありませんので、その辺を踏まえてきちんとした対応を——もうグラウンドは必要だということは教育長も含めて我々も理解しております、そういう機会が得られればきちんとしてグラウンドは作ってほしいということで、意志はもう統一しているわけでありまして。あとは財政面の部分と、一番はやはり土地提供者の方のご理解をどういただけるかということだと思っておりますので、その実現に向けて頑張っていきたいと思っております。

○塩谷寿雄君 障がい福祉について

非常に、生活弱者を守るのがやはり政治の力だと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

重度障がいに対するドアツードアサービスなのですけれども、市長の考え、やっていきたい

という強い思いがわかりましたのでこれ以上あれですけれども、ど真ん中に支援学校も置いたわけですので、ぜひ、障がい者を守る井口市長であってほしいと思います。以上で質問を終わります。

○議 長 質問順位4番、議席番号3番・鈴木 一君。

○鈴木 一君 食後のデザート代わりの質問だと思いますけれども、これほど早く来るとは思いませんでした。食前酒になってしまいました。春過ぎて夏来にけらし白妙の衣干したるああ坂戸山、というような歌があります。いい季節になったのですが、どうも市長の答弁次第では私の心が晴れることはないのだろうというような気がします。

1 市の需要品を何故市外の業者に発注するのか

それでは質問の一番目、市の需要品をなぜ市外業者に発注するのかについて質問します。本日は温厚な鈴木も怒って質問いたしますので、失礼な言葉遣いがありましたらお許しをいただきたい。最初に謝っておきます。

日本全体が不況にあえいでいます。いいのは公務員ばかりだと多くの方が言っています。公務員は優秀な人たちばかりだからそんなことを言うなど、心にもないことを言い返します。子どもが大学に入学して、これで4年後は一流企業でばんばんと働いてくれるだろうと、真剣に仕送りをした親にとって今日の現状は散々たる思いであります。何が何でも公務員にと思う親の気持ちは大いに理解できます。しかし、エリートでしょうから狭き門であり、現実は思い通りにはなりません。

本題に入りますが、一つの例として取り上げますが、この3月に友人から電話があり、月々5,000円の仕事を随意契約で納品していたものを長岡の業者が参加して入札になるという話を聞きました。これには相当頭にきました。2時までの昼寝の予定を繰り上げて早速担当の部課長に連絡をとりました。月々5,000円の需要品の仕事をなぜ市外の業者にやらなければならないのか聞きました。回答には理解できません。その場で解決できれば質問する必要もありませんが、納得できず質問します。なぜなのだ。

結局地元の業者は外れ市外の業者が落札しました。年間6万円の仕事です。なぜ、わざわざ市外業者にやらなければならないのか。どうでしょう、担当職員は思い通りになったのでしょうか。これで良かったのですか。この結果は市民が喜びましたか。否です。電話をくれた友人は市内でも相当額固定資産税を払っています。後で教えますのでしっかり納税額を目に焼き付けてください。いつも市長にはひとりよがりのと思われるようですので、市民のいろいろな人に聞きましたが、結果は市民の誰もが褒めていないということです。弱いものいじめとしか見えない。市長が常々地元、地元と言っているわけですが、その考えが職員に行き渡っているのか甚だ疑問に思います。

南魚沼市の業者が市外の注文を受けているという話は余り聞きませんが、お人よしにもあきれかえってしまいます。南魚沼市の業者が長岡や近隣の市町村から多く受注しているものがあったら教えていただきたい。調査をして己の無知を知るべきである。井の中の蛙大海を知らずです。この事例がほんの一部でないか、他にもあるのではないかと思います。どうでしょう。

今後も金額の大小を問わず、地元でできないものはしょうがありませんが、市外へ発注するようなことがあるとすれば許せないことであります。議場では地元企業の景気対策をと唱えながら、現実はあるべきの政策としか考えられません。このことが氷山の一角でないことを祈っています。市長の考えを伺います。簡潔に答弁をお願いしたい。

私は全てを知っているわけではありませんが、杉原千畝という人が好きです。皆さんもご存じと思いますが、第二次大戦中リトアニアの領事館員であったとき、国の命令に反しナチスドイツからの迫害を受けたユダヤ系難民へ大量のビザを発給した人であります。6,000人ものユダヤ系住民を救ったことで彼らの中ではいまだ神様のような存在です。市職員も貯金を残すのではなく、名を残す人間になってほしいと思います。

2 QUを市内の全ての学校に導入したが、現在の経過は

次にQUの現在までの成果について伺います。平成22年12月議会において不登校の生徒が就学するための施策についての質問の中、教育長の答弁でQUという調査について説明がありました。市内全ての学校で学級内での居場所、居心地の良さ、学級の満足度、そういうことを調べる調査と答弁いただきました。将来の希望を親子で夢見ているものが、いじめ等で不登校となり、夢を諦めているとすれば許し難いことです。QUの制度がかなりの効果を現せているのならばひ続けてほしい。1～2年で全ての結果が出るとは思いませんが、現在の時点での程度の成果があったのか伺います。以上2点、壇上からの質問を終わります。

○市長 大変厳しいお言葉をいただきましたが、鈴木議員の質問にお答え申し上げます。

1 市の需要品を何故市外の業者に発注するのか

まず一般論から申し上げますけれども、議員おっしゃるように市内で供給できるもの、あるいは市内で発注できるもの、これにつきましては基本的に市内の業者へ見積もり依頼、あるいは入札の参加、これを通知して受注機会の拡大に努めております。需要品につきましては、例えば特殊な製品とか、あるいは取扱業者が市内にいないという——これは議員おっしゃるようにそうではありませんし、また少数の場合、範囲を市外に広げて競争性についても一応確保しているということもあります。

通常の商品でありましても、非常に価格差が大きいというのが私たちの一番の悩みであります。議員おっしゃった具体的な部分に触れますと、一応確かに月額5,000円なのですね。年間6万6000円。ところが、その半額、3万6,000円でやる。こういう数値が提示されたときに、我々が例えばその6万円という部分を出していただいた方に、ここまでとは言いませんけれども、ある程度安価にやれないものかということは大体やるわけです。これを例えばこれを無視して高額の方に決定をしたというと、金額は些少ですけれども、やはり公金を扱うという立場からしますと非常に難しい部分がありまして、今回はこういう契約形態になったということを担当課の方から聞いております。

もちろん、市内の業者の方が全部ここに税金を納めていただいて、そして市の発展に貢献していただいているという事実は紛れもないことでありますから、当然そういうつもりの中でい

ろいろやっております。前にも実は印刷関係で、市内の業者が何度見積りをしても額がなかなかそこまでいかない。そこで、広報などもやはり市外業者に受注——発注をしていたという実績といいますか、過去はございます。

そのいわゆる市外業者ということになりますとある程度これは大手なのかと思われかもしれませんが、そういう皆さんは今の例で言いますとやはり3万円くらいまで下げるわけです。では、例えば市内の業者がそれを4万円とか、そこまでやれるということがまた出てくれば、それはそれで考えなければなりませんけれども、なかなか倍と半分ということになりますと非常に難しい。気持ちだけでなかなかやり得ないという部分もございますので、それはひとつご理解を賜りたいと思っております。

こういう部分で見積り合わせをとって倍と半分という部分を採用する何か特殊な条件があれば、それが地元だからというだけではなかなか通用し得ない。監査員の皆さん方のご意見も当然出てくるかもわかりませんし、一応公金を扱うということになりますと、そういう観点も全くゼロではないということだけはひとつご理解いただきたいと思っております。

なお、この具体的な件につきまして、またどういう改善方法があるのか。これはまたきちんと調べますし、改善方法が見つければそれはそれできちんとまたやっていきたいと思っております。

2 QUを市内の全ての学校に導入したが、現在の経過は

後段のQUにつきましては教育長に答弁させますのでよろしくお願い申し上げます。

○教育長 2 QUを市内の全ての学校に導入したが、現在の経過は

それでは鈴木議員の2点目の質問でありますQU導入後の効果について答弁を申し上げたいと思います。QUを導入した経過につきましては議員からお話がありましたので、ここでは省略いたします。QU調査といいますのが、楽しい学校生活を送るためのアンケートということでありまして私ども年に2回実施しております。実施時期は6月と11月であります。この1年間といいますか、半年の間にどれだけクラスの中に自分の居場所を見つけているかという、その辺のところを主眼に見ております。結果といたしましては22年、23年、どちらも11月になりますと満足度が高くなっている。そして満足度の高いクラスが増えていると、こういうことであります。

したがって、いじめ・不登校等についてのどういう効果が現れているかということですが、いじめにつきましてははっきり効果が出たというふうに思っております。例えば小学校において平成20年度で学校がいじめというふうに認知した件数が24件ございましたが、22年度には11件、23年度には8件になっております。まだまだ見過ごしているというものはないとは言いませんけれども、このように数字で表れております。中学校におきましても20年度では41件あったものが22年度では25件、23年度では20件ということになります。これは学級担任を始め教職員が、これまで以上により良い学級を作らなければいけないという、そういう意識がはっきりしてきたことの成果だろうと、このように思っておりますし、新潟県の指導者からも南魚沼市内の中学校が落ち着いてきたという評価もいただいております。

で、そういう成果は出ております。

ただ、残念ながら不登校につきましては、昨日起きたことが原因で今日不登校になっているということではないものですから、長い経過を引っ張っておりますので、引きずっておりますので、この不登校に関してはまだ効果が出ているとは申し上げられません。今後とも学級の中での居場所というものははっきりさせながら、しっかり確保しながら、不登校にならない、そういう学校運営をしていきたい、このように考えているところであります。

○鈴木 一君 1 市の需要品を何故市外の業者に発注するのか

どうも市長の答弁を聞きますと、もうそのやり方は変えるつもりはないということですかね。要はその価格差、価格差だけでは私は図れないものがあると思うのですけれども、なぜに地元で一生懸命商売をしている業者に対して、わざわざ——聞くところによると、値段が違うのもそうですけれども物が違うらしいです。5,000円のものを買っても1,000円くらいの儲けでやっと営業しているものをなぜ取り上げる、その姿勢が私は気に入らないのです。その価格差もそうですが、多くの物を買うならば、そこで価格差が半分違うとかという物になれば、それは考えてもいいと私も思うのですけれども、どうもそこへ至る考え方が私は納得できません。なぜ長岡まで持っていかなければならないのかと、ちょっとそこをもう少し聞かせてください。

○市 長 1 市の需要品を何故市外の業者に発注するのか

こういうやり方を変える意志があるか否かということですが、基本的には市内、どうい状況であろうと全て市内に発注しますということはやはり言い切れませんので、今のやり方を継続しながらどうその中で調整を図っていくかということだと思います。全て市内発注で全部賄いますということは、これはどう議員から追求を受けても我々の口から言えることではありません。一応公金でありますのでそれはご理解いただきたいと思えます。

議員のおっしゃっている、税金納めてちゃんとここに住んで、それは十分わかっております。十分わかっておりますから、市内業者の方からとにかく少しでも多く受注してもらいたいということの中で、今の制度的なことをずっとやってきているわけです。まずこれはご理解いただきたい。そして、安いからという部分、これは例えば今おっしゃったように1億円だ、5,000万円だ、それならわかる。6万円対3万円だからわからないということですが、これは考え方が、要は1万円だからいいや、3万円だからこれはいいやという、その考え方では行政の方が成り立ちませんので、これはやはりある程度価格差ということはきちんと位置づけないと、それが例えば1,000円の物が500円であっても同じです。これはご理解をいただくことが無理かどうか。

私はその今仕事が無くなった方についてどうこうということではなくて、これからはそういうことはやはり起こり得る部分がどうしてもあるのです。ですので、全て100パーセント競争の下にさらせということではありませんけれども、職員がやはり、むだという言い方は失礼かも知れませんが、倍、半分になって出てきたものを倍の方で契約をするという決断は、職員はできないわけでありまして。そうしますと、この程度の部分が私のところまで上がってくる

わけではありませんので、結局はその担当の課長なりあるいは係長なりの判断になるわけですが、結局そこには公僕という部分が入りますので情やそういう部分だけでは割り切れない。この部分も何とかご理解いただかないと、これはこういう理屈だから理解してくれという部分しか我々は言えませんので。

また、それでも議会の皆さん方の全員の意志が、全部市内でいいと、何でも市内でやれと、こういうことであれば、それはまた考えてみなければならぬかも知れません。我々はそういう議決を受けて執行に入るわけですので、それが例えば住民訴訟になったりした場合でも、それはわかりませんが、執行した部分とあるいは議決した部分でどう責任が問われるのかわかりませんが、一応公金であるという部分をご理解いただかないと。確かに矛盾あるいは憤りというのはあることは私も理解できます。私も理解できますが、公のお金を扱う立場としては、すぐにわかりましたと言うことができ得ないということもまたご理解いただきたいと思えます。

○鈴木 一君 1 市の需要品を何故市外の業者に発注するのか

1億円が5,000万円という話は、それは許すという話ではなくてそれなら考えてもいいかなという話です。全てがある程度、大原運動公園、総合支援学校を見ても、地元の業者が落札してメンバーもほとんど地元です。本当は全てそうあるべきだと思います。市長とここにおられる職員とは考え方が違うのだらうと思いますので、堂々巡りの質問はしませんが、どうも一一では、こういう考え方は、私もへそ曲がりですのでちょっと聞いてみます。南魚沼市職員は給料が高いから、では市外から安い職員を採用しましょうかと、この例は成り立ちませんか。

○市長 1 市の需要品を何故市外の業者に発注するのか

本質的に違う部分であります。職員は条例、市の場合は市の条例によって給与体系が決められておりまして、これは皆さん方が議決いただいた条例であります。ですから、例えば市外から来て、安い単価でいいから職員にしてくれなどと言ってもそれはでき得ません。でき得ません。そういうことはあり得ないわけです。本人がそういう希望をしてもそれはだめです。そういうことが条件で職員を採用するなどということはできませんから、これは申し訳ございませんけれどもそういうこととは全く別次元であります。

ですから、さっきも触れましたように、どうしても納得がいかない。議会として、ではそういうことで条例化でも何でもやろうということであれば、それはそれでまた議会の皆さん方の意志でありますし、我々もその条例あるいは規則、そして議会の議決、このことによってお金を執行していつているわけであります。根本的な部分でちょっと議論をさせていただかないと、今回こういうことがあったからそれは是正します。いや、次のときはそれはだめですということにはやはり結びついていきません。これはご理解を賜りたいというふうに申し上げる以外にちょっとないわけではありますがよろしくご理解をいただきたいと思えます。

○鈴木 一君 1 市の需要品を何故市外の業者に発注するのか

これで、1番目の考え方はまるきり違いますので、市長も「うん」と言うと思ってもいませんでしたが止めます。

2 QUを市内の全ての学校に導入したが、現在の経過は

それであるとQUについてはいい効果が出ているということであればまた継続して、ぜひとも模範となるようなそういうやり方をやっていただきたいと思います。終わります。

○議 長 質問順位5番、議席番号11番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 発言を許されましたので通告にしがいまして、今回も大きくは2点質問をいたします。

1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

1点目でありますけれども、変更になった財政計画——今回見直された財政計画のことですけれども、それとこれからの行政運営についてであります。当市も含めまして国内では大災害が続いているわけでありまして、また、国際化社会の中では海外の経済問題も日本を含めて全世界の経済に影響を及ぼす時代になっている。そういう中で、今、国も地方もそういった国内外の動きを受けて大変財政運営は厳しい状況にあることは、私が言うまでもない現実であります。

タイミングがいいのか悪いのか、そういう状況の中で合併特例債活用事業の期限が迫ってきているわけです。こういう状況の中だからこれを活用しながら生活環境整備を進めるという面と、そういう状況だから合併特例債事業だからとはいえ、財政運営には慎重にあるべきという面と、またそういうふうなものもあるわけでありまして。どちらにしてもそれらの状況を踏まえた、しっかりした財政計画の下でなければならないことは間違いないと私は思います。加えてさらに進む少子高齢社会、人口減少それによる収入減、反面、多様化する行政サービスの対応、とりわけ医療・福祉サービスの充実、子どもたちの未来をつなぐ教育環境と就労の場、その元になる産業振興と今後の課題は多いわけでありまして。

そういう意味で財政計画の将来見通しは極めて重要であり、改訂版の早い機会での公表を望んでいたわけでありまして、ようやく示されました。これを共通認識として私たち議員は議会の中で判断をしたりチェックをしたり、そしてまた提言をしなければならないわけでありまして。そしてまた議会だけでなく市民も、市の財政の将来というものを正しく理解しておいてもらわなければならないわけでありまして。そこで、示されたこの財政計画の基本的な部分と確実な計画実施、運営の手法についてお伺いをいたします。

1点目であります。今後の歳入の動向をどう見るかということでありまして。詳細は財政計画に項目別に出ていますので、答弁によってはその個別の部分もお聞きすることにいたしまして、まずこの少子高齢社会が進む中、国内外の経済情勢の中、そしてこの国政の動きの中で、地方財政の中の収入はどうなっていくのか、現在と比べて今後どうなっていくのか、市長の見通しの見解をまずお伺いをしたいというふうに思います。

2点目であります。旧3町合併から7年、合併当初作成されました各種事業計画も中間年経過等がありまして、見直しとか改訂が行われまして順次今出てきているわけでありまして。当初は手探りの面もあったのか、中間見直し後の各事業計画はより具体的になりました。目標値の設定も多く見られるようになりました。したがって、私は大変わかりやすく感じているわ

けであります、わかりやすい反面、目標値を設定すれば目標達成のための行動も当然具体的にならざるを得ないわけであります。それには啓発事業もあるでしょうし、そしてマンパワーで解決がつく事業もあるでしょう。例えばスポーツ推進計画や次世代育成支援行動計画や、福祉関連の計画などには多額の事業費が必要とされるであろう事業も具体的になっているわけがあります。

その辺、財政計画と各事業計画掲載の事業との整合性はとれているのか。その現実に向かつての財政計画になっているのか。また、今後の行政課題や新たな市民要望に答え得る、そういうのりしろのある財政運営を具体的にどう進めるかについてお伺いをしたいと思います。

3点目ではありますが、今年2月に行政改革大綱が示されました。この時期の行革大綱の改定でありますから大いに期待しているわけではありますが、この行政改革大綱アクションプランをどう実行あるものにして進めていくかであります。その中での市民参画の推進の部分は、同僚の寺口議員が後で提言も含めて質問がある予定でありますので、私は特に行革大綱の中の事務事業の改善と推進の部分について伺います。この部分は私は改訂前に比べましてだいぶ前進した内容になっていると感じておりますし、意気込みも感じられますが、ではどう進めるかについてお伺いをしたいと思います。

2 住環境整備について

次に大項目2点目でありますけれども、住環境整備についてであります。1点目ではありますが、本年度、住生活基本法に基づきまして住生活基本計画を策定することになっていきます。これから検討に入るわけですし計画内容も広範囲になることが予想されますので、今段階では答弁も難しいところもあろうかと思いますが、現時点での以下の点について考え方を伺ってきたいというふうに思います。

まず、この住生活基本計画の策定の方針であります、国・県の基本計画を受けて市の住生活基本計画ということになるのでしょうかけれども、市の地域特性を生かした、考慮した計画の方針の考え方についてお聞かせをいただきたいと思います。核家族が進む中での今の高齢社会では高齢者のみで住む家が多くなっていますが、豪雪地帯であることでもありますし高齢者の住宅問題はさらに深刻になると思います。

そこで、高齢者が単独で、又は夫婦で、そしてまた安く暮らせる集合住宅的な高齢者住宅も必要になってくると思います。この点、計画の中ではどういう考えでいくか、今時点の考えをお伺いしたいと思います。また、一戸建て、戸別住宅に住むにしても雪問題は深刻でありまして、現在高齢者及び要援護世帯住宅除雪援助事業もありますが、今後高齢者の住宅の雪問題をどう考えていくかについてもお伺いをしたいと思います。

次に地盤沈下対策と冬期間の日常生活確保の今後の方針はということであります。昭和48年に六日町で地盤沈下現象を確認して以来、地盤沈下はなかなか止まらないわけであります。最近では大きな沈下は平成18年の豪雪時に63ミリ沈下していますが、昨年の豪雪でも22ミリ沈下しているようであります。その18年の沈下を受けまして、平年並みの降雪年において最大沈下量を2センチに抑えることを目標にしまして、ステップ1で節水、ステップ2で消

雪パイプの削減を行ってきたわけでありまして。私が心配するところは、現在の中では地下水は克雪には欠かせないわけでありまして、地下水をくみ上げれば地盤沈下が続く。そうでありまして、今より深く掘れば影響はないのではないかという期待もありましたが、深井戸の調査結果からは頼みの綱の第3帯水層からの地下水くみ上げも地盤沈下に影響を及ぼしそうです。ここまで絶たれば規制区域内での今後の冬期間の日常生活は、大いに不安があるわけですね。地盤沈下対策と冬期間の日常生活確保の今後の方針についてお伺いをしたいと思います。

以上、2点お伺いしますが、答弁によりましては再質問をさせていただきます。

○議 長 昼食のため休憩といたします。休憩後の再開は1時5分といたします。

(午前11時56分)

○議 長 休憩前に続き会議を再開いたします。

(午後1時05分)

○市 長 佐藤議員の質問にお答え申し上げます。

1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

財政計画と行政運営の中での今後の歳入の動向をどう見るかということでありまして。財政計画につきましては、皆さん方のお手元にご配付したとおりでありまして最終日に説明を行いますけれども、ご質問いただきましたので答弁としてお話をさせていただきます。歳入の動向であります。まず税につきましては直近の税収を基本にいたしまして、経済状況を反映して一段の減少を見込んでおります。交付税臨時財政対策債につきましては、一応現行ルールで考えざるを得ませんので、平成27年度までは税収の減少あるいは合併特例債の償還の影響もございまして増加するものと見込んでおります。

市の状況、これはもう全国どこも同じでありますけれども、少子高齢化によりまして人口減少、円高基調常態化による産業の空洞化、あるいは雇用の場の減少、これらがございまして、完全な推定はできないまでもこれらを十分考慮しながら推計をしております。また、地価の下落傾向、これもまだ歯止めがかかりません。そういうことの中で固定資産税の収入も相当厳しくなるというふうに見込んでおります。

国政につきましては全く混沌としておりまして、ご承知のように消費税の問題、あるいは一体改革、この中での社会福祉政策がどういうふうに変化していくのか。その中で自治体がどういう役割を担ってどういう負担になるのか、今のところ皆目見当がつかない状況だと思っております。ただ、言えますことは小泉政権下での三位一体改革の号令の下で地方の財源を絞った結果が地方の衰退を招いたということは、これは政府も、政府ばかりではなくて国政を預かっていた皆様方も十分認識をしているというふうには思っております。税源の譲渡、地方交付税の改革これら地方の財源を確保する設計制度が進んでいくと考えられておりますし、地方6団体、私どもが所属しております全国市長会でもこのことは強く政府の方に提言、進言をしながら進めているところであります。そういうことも含めまして、国県の支出金、こういう部分も含めまして政策に対応する歳出と連動させながら見込んでいくということでありまして。

以上、申し上げましたように歳入につきましては減少を想定して推計をいたしました、不安定要素を過度に数値化、あるいは顕在化させることによって政策を縮小していくということも、やはり地域経済のために非常に良くない。さらなる停滞につながると、こういう恐れもありますので、税込減を何とか食い止める、あるいは最悪の事態を誘導しない、こういうことにも気を使っているところであります。高齢化社会の対応で求められます医療費、医療あるいは福祉の充実が持続的に進められるよう、歳入を支える地域振興策をこの地域特性の中で最大限に発揮していくという努力をしていかなければならないと思っております。

財政計画と計画掲載事業の整合性ということでもあります。南魚沼市はこの大型の投資事業、あるいは金額がかさむ、あるいは将来負担の発生が大きく見込まれるこういう事業などにつきましては、総合計画の実施計画のローリング作業で検討して、地域審議会でご意見をいただき、あるいは総合計画審議会でご同意を得ながら計画的に進めてきております。これからもそういう手法をとってまいりたいと思っております。

したがって、各種の計画に掲載された必要な事業についても具体的な項目が固まり次第、実施計画見直し作業の中で財源等も合わせて検討いたしまして実施計画に搭載しております。今まではそうしてまいりました。このたび改訂いたしました財政計画は平成26年度までの実施計画に基づいて、その整合性を図ったものとなっております。新市立病院、これら大型事業は27年度までの実施計画に搭載されるということを想定した事業費で今推計をさせていただいたところであります。

アクションプランであります。この大綱では人口減少に伴って、市の財政規模は確実に縮小せざるを得ない。極めて厳しい経済状況の下で財政の健全化を図りながら、将来に向かって持続できる財政基盤を確立する。このことのために経費の節減、市民の負担の適正化、あるいは歳入の確保に努めるということにしております。

業務量の的確な把握に努めまして、それについて適正な人員を配置することによって人件費の削減、経常的な内部経費の節減これらに努めますとともに、歳入確保の強化を進めていかなければならないと思っております。また、受益者負担の適正化、このことも公平性の確保ということを含めると、考慮していかなければならないというふうに思っております。

事務事業の改善と推進の中では社会情勢の変化、あるいは市民の皆様方の多様なニーズ、これらに効果的な事務事業であるかを常に検証して改善するために、市として取り組むことが必要な事務であるか、あるいは費用対効果、他の手法で適当な手法がないか、これらを十分に検証を行いまして、事務事業の改変、廃止の検討を進めてまいりたいと思っております。また、新規事業につきましては、将来の負担ということにつながりますので、実施の可否につきましては慎重に検討を行いながら進めてまいりたいと思っております。

こういう観点から具体的な取り組みを整理したアクションプランを作成して、市民の皆さまにも今公表しているところであります。現在その中で22の事務事業を取り上げておりますけれども、これらは固定的なものではございませんで、検討、改革これらが必要と思われる事項につきましてはその都度追加して、集中的に効率的な改革を進めて実効性を確保してまいりた

いと思っております。

2 住環境整備について

住環境整備についてであります。高齢者住宅の必要性和雪問題。今、国では住宅施策におきまして、量の確保から質の向上を図るために平成18年に住生活基本計画、全国計画を策定いたしましたところであります。また、新潟県におきましても平成19年に新潟県住生活基本計画を策定いたしまして、平成20年にはその計画を包含いたしました新潟県住生活マスタープランを作成いたしましたけれども、さらなる少子高齢化あるいは人口減少を受けて、現在マスタープランを見直しております、平成25年3月に改訂をする予定となっております。

それらを踏まえまして、県の改訂内容も考慮しながら、我が市にふさわしい住宅施策の基本となる住生活基本計画（マスタープラン）の策定に向けて今年度から取り組んでいるところであります。現在は県への情報収集を行いながら、そしてその整合性を図りながら、策定に向けた準備を行っているというのが現状でございます。

やはり、住生活この環境は非常に激変をしております、少子高齢化の進行、あるいは人口減社会の到来、それからまち中の機能低下、併せて地震あるいは大雪への備え、こういうことの中で多くの課題を抱えているところであります。計画の中ではこのような課題に対応するための理念・目標も定めていかなければならないと思っております。

具体的には住宅関連事業者へのアンケート調査を実施いたしまして現状分析を行い、課題を整理した上で今後の住宅需要予測を行うなどの、住宅施策の目標を定めることになっていくと思われま。さらにその結果を公営住宅施策に反映させていくということでもあります。

高齢者住宅の必要性に関しましては、今現在の公営住宅の高齢者世帯、60歳以上のみの世帯、あるいは60歳以上プラス障がい者世帯、これが全入居世帯463世帯のうちの106世帯に及んでおります。率にいたしますと24パーセントであります。この入居の増加を考えまして、基本計画の中では大きな検討課題であるというふうに認識をしております。

また、高齢者住宅のこの雪問題に関しましては、現在福祉策として65歳以上のみの世帯等を対象にいたしました住宅除雪援助事業を行っております。平成23年度におきましては市内全域で208件、総額約700万円の利用がございました。これからも高齢化社会が進行する中で、やはりどなたでも安全安心に生活できる住まい、それからそのバリアフリー化、あるいはユニバーサルデザイン化の促進、セーフティネットの中心としての高齢者や災害被災者、あるいはDV——ドメスティックバイオレンスの被害者、これら多様な住宅困窮者への対応、そして豪雪地帯であります雪の克服と雪と共生した住まいづくり、これらが課題となるところであります。

今回策定に取り組んでいる計画は、このような問題に対応して、人にやさしく安心して住み続けられる住まいづくりを基本にした計画となるように策定していきたいと思っております。

2番目の地盤沈下対策の件であります。議員おっしゃいましたように、昭和48年にこの地盤沈下が発見といいますか、確認をされて様々な対策を講じておりますけれども、今だにこの地盤沈下が収まるということもありませんし、有効な対策が見つかったというところでもござ

いません。平成6年からの規制につきましても、既設の井戸の耐用年数終了も迫っておりまして、地下水に頼らない有効な融雪設備の導入が喫緊の課題となっているところでございます。

第三帯水層につきましては議員おっしゃったとおりでありまして、ほのかな期待を抱いていたわけではありますがやはり全部連動すると。昔言われました、この地盤沈下区域内ではなくて、大きくいえば南魚沼全体が井の中だということをおっしゃった学者さんもいらっしやいまして、そのことがやはり現実性を帯びているなという気が今はしております。

地盤沈下の状況でありますけれども、平成18年度に行いました調査報告書によりますと、通常降雪年、年間降雪量が12メートルくらいにおきましては、最大沈下量を2センチ以内とするために年間揚水量を40パーセント削減ということが必要だという報告書が、これも議員おっしゃいましたが上がっております。市の方ではやはり公共施設のまず節水対策ということのために、可能箇所の除雪機械への転換要請、あるいは節水型降雪感知器の取替えに計画的に取り組んでいるところであります。

道路消雪につきましては、地下水使用の多い主要道路の管理者と、節水をしながら消雪パイプの有効な使用について今検討を重ねております。降雪感知器に節水タイマーを組み合わせることで効果的な節水を図って地下水の削減、地盤沈下防止にもつなげていきたいと思っております。一般家庭におきましては、やはり整備をされる部分では流雪溝の利用促進、それから今年度地盤沈下区域内における宅地等消雪設備復旧促進事業の補助限度額の増額を行って取り組んでいるところであります。また、この対象事業所も拡大をさせていただきました。

平成7年9月から8年9月までの年間累計の降雪量が1,364センチ、最大沈下量が5.6センチということがございました。それから最近、22年の9月から23年の9月までの累計の降雪量が1,353センチで、最大沈下が2.2ということでありまして。雪はほぼ同じでしたけれども、この沈下量については半分以下に抑えこまれたということでありまして。これはやはり地下水の揚水の抑制を行っている効果だと考えておりますので、引き続き揚水抑制の取り組みも進めていかなければならないと思っております。限りある資源の有効活用も図っていききたいと思っております。

今、上町エコ住宅、そして西泉田市営住宅で地下水熱利用による融雪システムの実証実験を行っております。地下水熱の利用の効果は認められておりますけれども、この中ではやはり初期投資費用が高額でありますし、集中的に降雪があった場合の融雪能力がやはり不足という問題が出てきております。これからも引き続きこの関連業者との情報交換を進める中で、実用化に向けて検討していきたいと思っております。

住宅の屋根雪の除雪を自力で行うことが困難な高齢者住宅援護世帯、これにつきましては先ほど申し上げたとおりでありまして援助を行っております。この冬は大雪でありましたけれども、実施状況が先ほど触れましたように約700万円、200万円アップの700万円でありました。このうち地盤沈下区域、あるいは周辺区域では対象世帯数が55件でありました。そのうち51件、約170万円の援助を行っております。これからもこういう状況下でありますので、冬期間の生活の安全確保、あるいは除雪による事故防止の観点からも援助を行ってい

なければならないと思っております。まだ根本的な対策が見つからない。あるいは打ち出せないというのが現状でありますのでご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

○佐藤 剛君 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

財政の関係からちょっと再質問いたします。財政計画は的確に読んで、そしてまた将来見通しも的確であれば、私たち市民の安心になるわけでありまして、間違えば、誤れば、又は妥当な将来見通しであっても計画の進行管理がうまくいかなければ、かえってそれは将来の負担計画になってしまうというようなことも考えられるわけです。そしてまた、この財政計画をよりどころに私たちは、先ほど言いましたように議場で判断するわけですから、そういう意味で決してこれから質問することは粗探しをするつもりもありませんけれども、今回示された財政計画から私を感じる不安とかわからないとか、とかとかを何点か再質問させていただきます。毎回言っていますように、議場にいる私がわからないということは、多分市民の皆さんはむしろもっとわからないというところもあると思います。先ほども市民から財政運営のお手紙が来たそうでもありますけれども、そういう面も含めて、ちょっと細かい部分に触れるかもわかりませんが、再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市長の収入の見通しでありますけれども、私もどう考えても収入は減るわけですから、財政規模は縮小せざるを得ないわけでありまして。したがって、先ほども話がありましたように財政計画でも平成33年度には275億3,400万円ですかの収入規模を予定しています。しかし、その頃の人口推計は5万5,000人になるわけですね。そしてまた生産年齢人口は今の3万6,000人から3万人になってしまうわけです。人口減少とその財政規模は必ずしも連動するわけではありませんが、標準財政規模も小さくなるわけでありまして、リーマンショック前の平成19年当時の財政規模と同じような規模で平成33年の財政規模を見通しているということは、私はちょっと少々過大かなというふうな思いがあるわけなんですけれども、その辺ちょっとまず見解をお聞きしたいと思います。

○市長 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

先ほどもちょっと触れさせていただきましたように、税収減、人口減、当然でありますけれども、生産年齢人口の減、こういうことは厳しく見込んでおります。しかし、今の国との財政的なルールの中では、いわゆる税の減少、これらについては交付税措置である程度補填をされるということが現在のルールでありますので、これは現在のルールにのっとって推計をさせていただいたということを申し上げたところであります。

ですので、例えば税収が10億円下がるから一般的にもうその財政といいますか、収入も全てが10億円下げて見込むということではありませんので、そのうちの補填をされる部分等が入ってくるわけでありまして。なお合併特例債ももう償還が始まりますので、それらについてはご承知のように7割が交付税対応ということでありまして。状況が、経済状況や社会情勢が厳しい割に、その部分での歳入がそれに合わせて減っていくかということ、そうではないやはり現行ルールの中では推計が出ますのでこれを無視してはやれないわけでありまして。

ただ、途中でそういう国と地方との財政ルールの変更やそういうことがあれば、それはもう

すぐその時点で見直しを図って、全部補填しないのだということになりますと、超緊縮財政を組まなければならないことも出てくるわけであります。それらはまだ想定をしたということではありませんので、あの数字だけを見ますと何かちょっと危機感がないのかというふうにとられるかも知れませんが、実態はそういうことであるのでご理解いただきたいと思っております。

○佐藤 剛君 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

全体的な収入見通しについては、いろいろそういう交付金の関係もありますのでそれはそれで良しとします。では、ちょっと答弁が同じくなるかもしれないですけども、視点を変えて個々にちょっと聞いてみたいと思うのですが、繰越金の見通しでありますよね。合併特例債が終わって財源も少なくなる以降も、いろいろな行政サービスが継続するわけでありまして、そしてまた新たな、新規の事業もやっていかなければならないわけですが、経常収支比率22年度決算を見ますと88.6パーセントです。臨時財政対策債を除けば96.6パーセントということでもありますよね。前の年はこれが99パーセントでありました。

というふうになかなか経常収支比率が改善されない中で、この繰越金の見通しは25年度の繰越金予測の3億5,000万円を固定して将来33年まで見込むということは、私はちょっと甘いのではないかと、こんな継続的に繰越せるのかということをやちょっと感じるわけなのです。同様なことは分担金・負担金、国庫支出金もそうなのですけれども、24年度の数値をこれも33年まで固定化して見えています。この辺も人口減、事業量減が大きく影響するところだと思いますが、これらの財政計画の収支見通しとしては先ほど言いましたようにちょっと甘いのではないかと、これほど大ざっぱでいいのか、というような思いがありますのでその辺の考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○市 長 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

繰越金につきましては、過去のいわゆるリーマンショックが今あります。それからその前のアメリカ発の住宅何とかという、サブプライムローンですか、ああいう厳しい経済下にあっても、この額はほとんど変わらずそれ以上の繰越金が出ておりましたので、概ね今の会計といたしますか、この予算の編成や執行状況を勘案しますと、大体250億円から300億円という予算。今現在はちょっと多くなりますけれども、そうなりますと1パーセント前後の繰越金は大体見込まれておりますし実際そうでありました。

では、予算査定が甘いのかといいますとそうではないわけで、やはり予算を要求するそれぞれの部署は、ここまではどうしても予算編成時、予算要求時には必要だと思われる部分をやるわけです。例えば生活保護なども非常に増えている部分がありましたから相当額を要求する。そうなりますと当然これを減少させる、いわゆる削減するというわけにはいきませんので、そこまでの予算額を計上するわけです。結果としてそういう状況が少しは改善されたとか、非常にいろいろの場面が全部ここに凝縮されて、最後は決算というふうになって出てまいります。これが多いか少ないかは別にいたしまして、そう何て言いますか、過大な見積りではないというふうに私も今までの経験上では感じておりましたので、この数値については了承させていた

だいた。

また、財務担当の、あるいはこのシミュレーションを主体的に行いました企画政策課の方も、これについては相当調べながら実績を元にやらせていただいたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。その他の諸々の件につきましても、なかなか現時点でこれが確実だという部分は打ち出せないわけでもありますけれども、やはり相当厳しい経済状況下で行ってきた中である程度推計をしておりますので、そう大きく狂うことはないだろうというふうには私は感じているところであります。

いずれにしても予算を認めたからそのまますぐに全部執行だということではありませんので、節約に心がけながら、そのことによってやはり市民サービスの低下を招かないように、そういう運営をしていきたいと思っております。

○佐藤 剛君 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

歳入について、すみません、もう1点だけちょっとお伺いいたしますけれども、臨時財政対策債についてであります。この臨時財政対策債の許可限度額の算出方法をちょっと私も最後は知らないで質問するので、どうかとも自分でも思うのですけれども、ちょっとわかりませんのでお聞きします。人口も事業量も少なくなりまして、そしてまた交付税自体も減るという中で、臨時財政対策債が24年度ベースの12億3,400万円、これも固定して33年までというふうなことになっています。これは先ほど言いましたように、算定の算式がわからないで言っている、これは実現可能なのだというふうなことで見ているのでしょうかけれども、果たしてその辺そういうことになっているのかというのを確認をしたいと思うのです。

というのは、今、地方交付税を抜本的に見直さなければならないという、見直しが入るといふ、そういう時でありますよね。そういう時にこういうふうなことで高い位置といいますか、多い額での固定化というところが可能なのかというところをちょっと確認してみたいと思いますのでお願いいたします。

○市 長 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

詳しい計算式は必要であればこの後、財政課長が説明します。これはご承知のように、国が交付すべき地方交付税が足りなくて、地方に配分ができないで、しばらくの間地方で借金をしてその額を埋めておいてくださいと。必ず国が後でその分は補填をいたしますと、こういう約束の下に始まったものであります。算式は当然あれでしょう、基準財政需要額から収入額を引いて足りない部分の交付税措置、それができないからということですからそう難しい式ではないと思いますけれども、これはよくわかりません。そういうことです。

そこで、臨財債と交付税の関係につきましては、この後今井議員からもご質問がございますけれども、今の状況の中ではこれを減額するとか、増額するとかということは考えてはおりません。なぜならば今申し上げたとおり、本来交付税として入ってくる原資でありますので、これを減らしてということではありません。ただ、総務省の方では今年度の市長会の行財政改革委員会だか、私がそこに所属しているのですけれども、今年度も確か臨財債の額をちょっと減らしているのです。その分交付税を上げていますから、これが減るということは交付税が上がっ

てくるということであります。

ですので、例えば臨財債が我々のところの対象額が12億円から10億円に減れば、当然ですが同じ状況の中ではその分2億円が交付税措置として入ってくる。借金をしないで入ってくるという額でありますので、余り何ていいますか、この額をいじってみてもそう意味がないということであります。今の現行ルールの中で固定化をさせていただいたというふうに考えていただければありがたいと思います。これは将来的には臨財債の発行額を抑えていくというのは、国も当然でありますし、我々もこれは自分の意志で多くしたり少なくしたりということではありませんので、これは国のルールにしたがってやっていくということになろうかと思っております。

○財政課長 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

補足ということも余りありませんけれども、市長が申し上げたように臨時財政対策債の計算式は先ほどのとおりです。基準財政需要額から基準財政収入額を引いて、交付税をそこから差し引いたものの残りが臨時財政対策債ということになっております。それで臨時財政対策債につきましては、当初発足のときには発行できる年限が決まっておりました。そのとき以降にはもう出さないということだったわけなのですが、その後やはり財源の不足によりまして、経常化されてきている傾向があります。今現時点で私どもが推測をするときには、やはり現在のルールの中でしかできませんので、今後増える減るについては、現在から考えてどうだろう、財源的にどうだろうということ推計をさせていただきました。以上です。

○佐藤 剛君 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

臨財債の仕組みは大体のところはわかるので、今の答弁は大変わかりやすかったのですが、ただ私が聞いているのは、正規に払われるべき交付税が払われなかったから臨財債ということなのなのですが、その元になる交付税が今後減っていくから、今の24年の12億何千万円という見方がそれは実現可能かということ聞いたのですが、今の答弁で大体良しとします。

ちょっと時間もなくなってきましたので歳入の方はそういうことにさせてもらいまして、歳出の見通しをちょっとだけ触れさせていただきます。その中でも扶助費を聞いてみたいのですが、子ども手当の関係がありまして過去については大きく伸びたわけでありますよね。そういうものもあるのでしょうかけれども、今後にしても高齢化や児童福祉サービスなどの充実などで社会福祉費は増えていくと、そう言われている中であります。

そういう中なのなのですが、扶助費はこの財政計画からすると過去5年間で12億6,000万円くらいですか増加しているのですが、33年までの9年間では3億円の増しか見込んでいないのです。それは多分いろいろのところからすると正しいのでしょうかけれども、私素人目には本当にしゃばが言っている社会福祉費の増の中では、見込みがちょっと少ないのではないかというような気もするのです。扶助費を見直していこうという意図はわからないのですが、その辺のところもちょっと無理のない見込みなのかということを確認させていただきます。

○市長 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

社会福祉関係といいますかこれが増大していくことは間違いないわけでありまして。今一番問題になっているのは社会保障、保障の方でありますね。そこで扶助費の一部もその部分には含まれるわけでしょうけれども、この扶助費というものの全体枠を捉えますと、いわゆる保障政策というよりはいわゆる扶助ですね。そういうことが重点的でありますので、年金や介護やそういうものとは違っている。

ですので、経済状況がどんどん、どんどんとまだこれ以上悪化をすとかそういうことになりますと、3億円程度でいいのかということになるろうかと思っておりますけれども、相当経済状況も悪化をしてきている中で我々は推計をしております。それから人口減ももう入ってきます。そうなりますと、減ることはありませんけれども、これが一般的に言われる社会保障費と同様にいわゆる高齢化が進むから、どんどん、どんどん増えていくのだということばかりではないと、そういう内容も加味して算定をさせていただいております。それが100パーセント正確か否かというのはわかりませんが、そういう状況です。

○佐藤 剛君 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

次にこれはいつも出ます投資的経費のことを、やはりちょっと聞いてみたいと思うのです。合併特例債事業が主な27年までは適用をしてやるのですからそれはそれでいいのですけれども、28年以降ということになります、前の財政計画の中でも20億円で頭切りと言うか抑えるということになっていました。2年前もこの財政見通しのことをお聞きしたのですけれども、そのときの答弁では28年以降はこれ以上事業はしない、というようなことの答弁でありました。

今回、同じようなことで各事業計画の事業がこの中に含まれているのかという質問をさせていただきました。答弁の中では今の段階は含まれていないけれども、その都度財政事情と相談しながら入れていくのだというような多分答弁だったと思うのです。だけれども、実際に例えば先ほどから話が出ていますスポーツ推進計画の中では、総合体育館は新築になるのか改築になるのかはわかりませんが、28年度にはもう整備をするというような、具体的にそこまで話が出ているのですよね。スポーツ推進計画の中ではですよ。それでほかの施設整備も進めていくというような話になっていまして、例えばその中に具体的に話は出ていませんけれども陸上競技場、陸上競技場にしてもいつまでも十日町まで行って練習をしてはられない。市内にある中学生のグラウンドを公式公認までいかななくても、大会やそういうものの練習に耐えられるような施設にしていかなければならないとなりますと、そういうものも大変大きな費用がかかる。

そして、私が一番大好きな次世代育成支援行動計画、それにはソフト事業もありますし、ハード事業を伴うものもありますけれども、計画全体を目標達成するには、これもマンパワーだけではない大きな財源が必要になるわけでありまして。そういうのも実際計画の中に入っている。だけれども、これは今入れないでその都度入れるという財政計画は、ちょっとやはり私が議員として、財政計画を元に将来のことを考えるにはちょっとやはり大ざっぱ過ぎないかという

ころなのです。その辺も含めてちょっとお話を聞かせていただきたいと思います。

先ほどの総合体育館につきましては、平成28年を目標に整備を進めるというような表現ですので、ちょっと表現が違ったら訂正いたしますけれども、そこら辺をお願いいたします。

○市長 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

28年以降、事業が、いわゆる需要がですね、需要というかそういう部分が極端に減るのだという考え方を持っているわけではありません。ただ、概ね合併時あるいは現在もその要求されている部分等も含めては、27年までの合併特例債事業の中で最大限これを活用しながらやっていく。ただ、さっきもちょっと山田議員に触れましたように、これに搭載されていなかった事業をここでひよいと入れるわけにはまいりませんので、これは全く別問題、その後新しく発生した問題だと捉えなければなりません。

今この財政計画は当然ですけれども、この特例債期間が延長するという前提ではありません。まだこの時点では余りよくわからなかったわけでありまして。この後桑原議員等の質問にもございますので、それはそのときにお答えいたしますが、いずれにしても議員おっしゃったような事業、あるいは中学校の統合の問題もあります。小学校の統合だってそれまでに全部終わるなんてことではありませんから出てまいります。そういう諸課題は多く出てまいりますけれども、今具体的にこれだけのお金がここにかかって、何年にやらなければならないという推計をしておりませんので、特にそれに幾らかかるからああだこうだという部分というのは盛ってありません。

しかし、やらなければならないことはやらなければならないので、20億円の中でいわゆるやれるのか。20億円の中でと言いますと皆さん方は、もう20億円しか事業をしないのだというふうにとられる部分もありますけれども、歳入面での20億円という部分が出てまいりますので、これはありとあらゆる有効な手段を活用しながらやっていくということに尽きるわけでありまして。

この財政計画33年までの間に、現実にこれをどうしてもやらなければならないけれども、どうしてもお金が足りないとかそういう問題が発生する際は、それは財調を使うなり、あるいは年度を区切って歳出を徹底的に削減するなりという方法もとらざるを得ない部分もあるかもわかりませんが、今まだ具体的にそういう部分がこれだけ見込めてこれこれこうだという部分には至っておりませんので、大枠で捉えて概ね20億円と、今の約半分ですよというふうな推計をさせていただいております。

これは近い年月が来ますと当然また変更という部分が出ますけれども、大きくこれを変更することには至らないと思っております。合併時のように、あの事業もこの事業もとにかくこの限られた期間の中でどんとやらなければならないという部分とは違います。優先順位をきちんと策定をしながら、例えば総合体育館が一番の優先順位であれば、そこに集中的に投資を行っていくとかという、そういう方法をとらなければならないと思っております。事業全体の部分は減りますけれども、あれもできなくなる、これもできなくなるという大きな不安は私自体はそう思っておりませんけれどもそれは別といたしまして、28年以降は投資部分については厳

しい数値を提供せざるを得ないというのが現状でございます。

○佐藤 剛君 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

大変恐縮なのですが、細かいのをもう1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども。災害復旧費であります。平成25年度以降ゼロになりますけれども、これは昨年の豪雨災害が終わるわけですので、復旧費としてはゼロというのは当然のことなのですよね。ただ、平成33年の財調の残高予測は5億円になっています。それは一般的な事業のための行政事務事業の基金残高としてはまあこんなものかというふうなことになるわけなのですけれども、そこに災害復旧とかそういうところを考え合わせると、33年度の財調の残高5億円というのはどうかというふうな私は気がするのです。

本当に大きな災害になれば県なり国なりの支援がありますので、それはいいのでしょうかけれども、今のゲリラ豪雨とか豪雪は毎年あるわけなので、そういうものに対応するにはどうかと思うのです。ただ、だからそんなに多くなくていいのですが、やっぱりこれからは災害復旧のためだけに使える基金を別枠で将来的な財政計画としては、私は今までの経験から見ておかなければならないのではないかと、というふうな考えを持っているのですけれども、その辺どうかちょっとお伺いをしたいと思います。

○市 長 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

私がちょっと度々申し上げておりますように、昨年の豪雨災害、あれだけの災害ですからそう5年、10年に一度という部分ではなくてまさに100年に一度だということでもあります。これに実際、財調を取り崩されなければならなかった額というのは、最終的には4～5億円です。当時はやはり8億円くらいを見込みましていろいろ対応したわけでありましてけれども、実際としては4億円から5億円。

そこで、いつも申し上げておりますように、あれだけの災害時であっても10億円という基金があればまず対応できる。ですから、財調も含めた基金は10億円、これはやはり最低限確保したいということを申し上げてまいりました。この計算の中では最終年度5億円ということが出ておりますけれども、これは合併振興基金がその裏返しとして12億7,000万円だけかございます。それをトータルいたしますと17億円という数値になりますので、その財調だけの部分だけではなくて、その時点では合併振興基金も使えるわけでありまして。そういうことでトータル的な見込みをさせていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。

○佐藤 剛君 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

いろいろ細かいところにわたって聞かせていただきました。市長はこの財政計画の見通しについて無理はないということなのでしょうが、私はちょっとやはり話を聞いても不安な部分は残るわけなのです。その辺は見解が違うというところもありますのでこら辺までにしておきますけれども、どちらにしても計画どおりに進行させるにはきちんとした進行管理が必要だというふうに私は思います。

それには先ほど話に出ました行革大綱が重要でありますし、それがこの2月に出たわけでありまして。そして重要であると同時に今まで以上にその行革大綱、アクションプランが機能しな

ければ、この財政計画というのはいま進んでいかないだろうというふうに私は考えております。したがって、その行革大綱の中にあります事務事業改善と推進、その部分。あえて事務事業評価、費用対効果を検証して事務事業の改善、廃止を含む見直しをきちんとするというようなことをあえて今回付け加えてあります。

私は大変素晴らしい前進だと思うのです。そういうところをきちんとやっていかないと、甘いにして甘くないにして、この財政計画というのはいま進んでいかないというふうに思いますので、行革大綱、そしてアクションプランについてはさらに機能するような進め方でやっていただきたいというふうに思います。アクションプランの中では、25年度中に恒常的業務を含めて検討シートを作成しながら検討するとなっていますけれども、本来シートを作成する前にアクションプランの中で業務の見直しの方針とかその目標数値があって、そしてシートで見直しをしていくというのが私は本来だと思うのです。そこら辺も含めてこれからやるのしょうから、今後を期待をしたいというふうに思います。

この部分、私は本当に今まで細かいことを聞かせてもらいましたが、この財政計画の中で、これから行革大綱、そしてアクションプラン、そのいかんによって財政計画がうまく機能するかというところが私は大事だと思って、いろいろ回りくどいことを言いながら質問してきました。今後の事務事業評価に今後この財政計画がきちんと進むように事務事業評価を取り組んで、財政計画を計画どおりに進めるという決意をもう一度だけ、この財政問題に絡んで市長のお言葉をお聞きしたいと思います。

○市長 1 変更になった財政計画とこれからの行政運営について

財政運営の基本は入るを量りて出づるを制すということに尽きるわけでありまして。そういう中でこれだけの計画を立てて絵に描いた餅に終わらないようにするためには、今議員おっしゃった改革とアクションプランの実行、これがきちんと求められるわけでありまして。我々もこの5か年の財政健全化計画に取り組んでまいりまして、職員も当然ですけれども私も含めて決意を持ってとにかくやれば、必ず達成できるということはある程度経験として積ませていただきました。これをきちんと生かしながら不退転の決意でありますし、そしてこの財政規律をいかにしてきちんと守っていけるか。これはもう一人ひとりの意識の持ち方でありまして、その辺も含めてきちんとした財政運営をやっていくということを、私の信念として申し上げまして答弁に代えさせていただきます。

○佐藤 剛君 2 住環境整備について

すみません、時間も迫ってきましたので、住環境整備を1つ、2つ聞いてみたいと思うのですけれども。高齢者住宅の関係につきましては大きな検討課題ということで、今後この計画の中で検討していただくということで私は大変ありがたい。本当に高齢者の皆さんは少ない年金で生活していかなければならない。持家を維持できない、集合住宅が欲しいというような声も多く聞かれますので、十分検討していただきたいと思いますが、1点だけ現状からの高齢者の住環境についてちょっとお話というか聞いてみたいと思います。

先ほど高齢者援護世帯除雪援助事業の話が出ました。これは雪降ろし、そして冬場のトータ

ルの時間数で援助しているわけですが、これについてはその年々にもよるのですけれども、高齢者の方が安心して冬場を過ごすということについては、トータルの時間というのは先が見えないわけです。ですので、そのトータルの時間はやはり多くなければならないし、本当はない方がいいわけですが、そこら辺の検討と、そして今この制度は雪降ろしだけでありまして、元々消雪パイプが上がっているところは消雪パイプが壊れたりした場合には、何かそれはもう該当にできないわけでありまして、そういうところも、住生活基本計画の中にそういう課題もあるということを含めて検討していただきたいと思うわけですが、その辺のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

○市長 2 住環境整備について

除雪援助につきましては、去年からだったか、時間を増やした。それで今年度といたしますか、今年も豪雪だったわけですが、この中で増やした時間帯でやらせていただきましたが、それについてどういうまた不都合があったのかはきちんと検証させていただきます。そして、やはりどうしてもただ屋根の雪を降ろせばいいということではなくて、議員おっしゃったように、いわゆる安心をして生活していただくという部分になりますと、時間に余りとらわれて不安で頼めなかったとか、そういうことにならないようにという心配りも当然必要なわけでありまして、そういうことも総合的に勘案をしながら、なお実態をよく調べさせていただいた中で、必要であればやはり増をします。ただ、過度に5センチ、10センチでも、それ雪降ろしに来いということではないわけでありまして、その辺をどういうふうに組み合わせるかは別にいたしまして、議員おっしゃることは十分理解できますので、きちんとした検討を加えていきたいと思っております。

○佐藤 剛君 2 住環境整備について

地盤沈下の話に移しますけれども、先ほどから話にありますその対策としましてステップ1で節水をしてきました。これは24パーセントの揚水量の削減を目指して今やってきたのですけれども、その達成率ですね。これは測りづらいでしょうけれども、そういうのがあったら教えていただきたい点と、ステップ2では20から24パーセントの消パイの削減を目指してやってくるわけですが、それについても達成率ですね。それらを全部含めて、さっき市長からありましたように40パーセントの揚水量を削減したいというようなことで取り組んでいるわけなのですが、それら今どの辺まで進んでいるのかわかりましたらちょっと教えていただきたい。

○市長 2 住環境整備について

ちょっとその具体的な数値については、私の方で今ここでぼっと発表できませんので、担当部長でわかっている範囲で答弁させます。

○市民生活部長 2 住環境整備について

議員、今ほどおっしゃいましたように、ステップ1では節水、ステップ2では削減ということで掲げてありますが、ステップ1の方ではこれ21年度のデータでございますけれども、公共の道路の関係で18年と比べますと約13パーセント削減になっているというふうなことで計

算が出ております。ただ、これは節水の最終的な目標は公共道路についても35パーセントというふうに掲げておりますので、まだまだこの時点では達成できていなかったというふうなことでございます。

それで、その後のちょっと計算をしていませんが、今までにいろいろ節水型の感知器に取り替えるとか、タイマーに付けるとか、また高等学校等で消雪パイプをしていたのを機械除雪に切り替えるとかといういろいろな取り組みをしていただいておりますので、もう少し効果的に上がっているのではないかなというふうに思っております。それからステップ2の削減の方でございませけれども、公共道路でいきますと今まで消雪パイプを敷設していたところを機械除雪に戻すというのは、どうしても市街地なわけですので、なかなか難しい部分があるというふうなことです。目標は40パーセント削減ということで掲げておりますので、皆さんから本当に難儀でどうしようもないところまでしていただくということになると、また長続きしませんので、機械的にできる部分だとかそういったところを中心に、また引き続き取り組んでいくというふうな状況になろうかと思えます。

○佐藤 剛君 2 住環境整備について

最後にちょっと地下水の件をもう1点だけお聞きします。なかなか地下水のくみ上げを止める以外にこれといった効果的な対策はないようであります。いただいた資料からしますと、昭和50年から平成22までのデータを見させてもらいました。毎年の最大沈下量の累計が1,275ミリ。1メートル27センチ5ミリ。私の胸くらいでしょうか、になるようであります。これは市長が言うように、最近はそういういろいろな手を打ってありますので、緩和をしてきているとは思いますが、まだやんでいないというような状態があります。

その1メートル27センチ、昭和50年から比べると累計で沈下したというのは、大変これは放っておけない、当然なのですけれども放っておけないことでありますよね。市長も先ほど言いましたように、井戸の耐用年数も近づいてきています。井戸がだめになればこの区域内では今度はもう掘れないわけであります。

以前どなたかと話した会話の中に出てきたのですけれども、道路等は機械除雪で何とかなる。だけれども水が使えなくなって屋根雪や周りの雪処理ができなくなれば、この中心市街地からみんな出て行くと。そして今度入ってくる人も水が出せるところ、この区域以外のところに入ってくる。となるとやはり一番ここを何とかしなければならぬという中心市街地が、ドーナツ化現象になってしまう。そうなってしまつてはまた困るわけですね。

地盤沈下を止めるだけではなくて、なおかつ冬期間の日常生活が確保できなければならないわけなのですが、先ほどから言っていますがステップ1、ステップ2のまだ途中で無理はできないということなのですけれども、それでこの地盤沈下問題を乗り切ろうと考えるのか。若しくは新たな対策を今後考えていくのかだけ、ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。

○市長 2 住環境整備について

地盤沈下対策として地下水規制を始めてからもう既に、ここから出て行くという方はそうまだありませんけれども、新たに住宅を新築しようという方で、六日町、いわゆる市街地の中に

という皆さんが、いわゆる周辺地域の井戸の掘られる部分に新たな住居を構えている家はたくさんございます。ですから、いわゆるドーナツ化現象というのはもう進んできているというふうに私は認識しているわけであります。

ただ、ここでその水が新たに掘れないという状況がこのまま続くと仮定をいたしまして、今施策を講じているわけであります。そういう中で近々民間に依頼もしております太陽光発電のこの効果は、西泉田でなくて上町でもこれは一応やっておりますけれども、冬期間が非常にやはり発電量が大幅に下がるという部分がありましてこれをどう克服するか。この民間からのやつは6月までにまとめてその後提出をしていただきますので、これはどうだかわかりません。向きや方法によってそれがあがる程度改善される部分もあるかもわかりません。

そこで、今民間会社といわゆる蓄電池といえますか蓄電器の開発について、内々提携をして開発をしていこうというお話を進めております。今の状況ですと最大6時間はこれで蓄電ができる。2台付ければ12時間ということになります。これが高いか安いのかの問題になってきて、ある程度一般家庭で例えば行政が補助しながら購入するにしても、そう過大な負担にならないというようなことがある程度出てきましたら、その電気で、やはり一般の家電等のこともさることながら、雪、融雪に対応する電気の消費、このことも十分考えながらこういう施策もやっていかなければならないというふうに思っております。これはまだ現実としてどうするということではございません。ただ、構想として。

ただ、長い時間かけて考えてばかりいたということでは答えになりませんので、遅からずこのことについても目処を立てて、やはり水もある程度——さっき触れましたように5割も削減できれば、そう沈下が大幅に進むということではない部分もありますので、水も併用しながら水では量としてできない部分を何でカバーするか。このことを本当に真剣になって考えなければならぬと思っております。そのためにではどういう制度を設けて、どういう技術を駆使すればいいのかということも遅からずやはり方向性を出して、皆さんにまたお知らせしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 質問順位6番、議席番号22番・中沢俊一君。

○中沢俊一君 市長の政治「理念」を質す

梅雨晴れの大変いい天気になってきましたが、さわやかな一般質問になるように気を付けようと思っております。今回は冒頭に13番議員の方から市長に対して11月の市長選挙に向けての質問がございました。市長答弁では選挙の洗礼を受けて3期目を頑張っていきたいというような趣旨の答弁があったところでございます。さて、そういう中で今回はこの市長の理念について、これは観念論になってしまいますけれども、4点ほど伺わせてもらおうと思っております。

5月28日に地域医療をどうするかということにつきまして全員協議会がございました。医療の現場の方から市立病院群のあり方ということについて資料が来たわけでありましてけれども、その中で私はこの言葉に本当に感銘を受けました。地域における医療のビジョンは地域の医師が策定するというスタンスであり、ビジョンの責務は当然地域の医師が負うと。現場で生きる

医療という高邁な仕事に生きる皆さんのこれが理念かなと思って、私は感銘を受けながら聞いたわけでございます。これについて我々住民を代表する議会もそうでありまして、行政も含めてですが、これに合った戦略を考えていかなければならないと強く思っている格好でございます。

さて、4点の最初に市の職員、自治体最大の経営資源といえば、やはり学問を修め、資格に挑み、そして難関をくぐり抜けてきたこの市の職員、この集合体であると思っておりますけれども、市長は常々我が市の職員の能力は他に比べ非常に高いと言っておられます。これは私もそうであるのかなと思っております。ただ、その中で少しやっぱり気になる点がございました。もう2年ほど前でしょうか。年間、それでは市長に対して何件くらいの、まあ言葉を換えれば直訴でありましょうか、進言があるのか。2件か3件かなというような市長の答弁だったように聞いております。

私は素直にもったいないなという気がしました。それは有能な市の職員が市長と一体になって毎日、毎日業務をこなしている。業務処理能力については確かに、確かに高いものがあると思っておりますけれども、それでは新しい発想で市長の発想をしのぐような、もう少しそういうような進言があればなと思っておりますけれども、このことについて市長はどう思われるか。市の職員の力を引き出す、発想を引き出す、この辺についての市長の理念をまずもって伺いたいと思っております。

2点目になりますが、いわゆる仕事やらある程度の財産やらがないと、なかなか人の心というのは安定しない。恒産なくして恒心なしと申しますけれども、職業、雇用の確保について私はこの市民憲章のものづくり、いわゆる「技」のわけであります。これの集積についてどういう理念を持って取り組んでこられたか。また、3期目を目指すについてどういう理念をお持ちか、それを伺いたいと思っております。

当然企業を誘致するにせよ、今ある事業の中から起業者、業を起こす方ですけれども、これを喚起するにせよ、やはり市の理念がなければ私はなかなかうまくいかないと思っております。幸いこの市長の任期中にヤマトのコールセンターが開きました。最近では電産コパルの進出が決まっております。そしてこれは企業誘致とは関係はないかもしれませんが、「天地人」の放映もございました。ただ、この3つの例をとってみても、市が指導をして理念を持って、そして長年取り組んだ結果というふうには私には写りませんでした。これからはやはり自分のこの市の理念で、誘致であれ、起業であれ支援していく必要があると思っておりますが、この点について伺います。

3点目になりますが、子ども・若者の未来を開く「夢」の創成でございます。向こう20年間で半減とはいいいませんが、若年人口が大幅に減っていきます。そういう中で私は若者への夢ということについて、もう一度ここで市長の理念を伺ってみたい。ある意味一番大事かもしれません。

壇上ではここまでにとどめておきますが、第4点目になります。これは市政への市民の参画と力を合わせて働く協働、これを促す、そういった意味での市民の「知」を引き出す。また、

これから知恵の知をどう育てていくのか、これの取り組みでございませう。

5月10日、私は東京で地方自治の研修会に出席してまいりました。280名を越す大変多い参加者の中で、元埼玉の県議、それから県の議長、そして埼玉県の志木市の市長を務められた方が主催する会にございませう。1泊2日、これだけの多くの方が集まるといふことで、私はまあ交通費、宿泊費それから決して安くはない参加費、やはりこれだけ多くの全国の議員さん、民意をいかに汲み上げ信頼をつかむかといふこの議会のあり方、行政のあり方、これについて関心をお持ちかなと、そんなふう感じたわけにございませう。

この半月くらい前になりませうか、新聞誌上で日本人は7割、8割のパーセンテージで行政や議会に不信を、不満を抱いているといふ報道もございませう。そんな中でこれからの地方自治、やはり民意をどう生かして汲んでいくか、また醸成していくか。これについての市は理念を持たなければならないと思っております。壇上での質問はこれで終わりますが、以下、自席で市長の見解を伺います。

○市長 市長の政治「理念」を質す

中沢議員の質問にお答えいたしますが、なかなか高邁な論調でありまして、一見禅問答になるかといふようなことでもありますけれども、まあ理念、理念といふことでありますので、考え方をまずは申上げて、その後具体的にありましたらまたいろいろお話をお聞かせいただければと思っております。

まずは職員、経営資源たる市職員の「能」の活用であります。冒頭お話がありました提言の少なさといふこれは、多いほどがいいといふことではありません。内容でありますので、少ないから——ただ、やはり2～3件といふのは少ないといふことは申上げておりますし、どんどんと提言をしていただくようにといふことは申上げております。中にはやはり光る、おお、これはといふような部分がありますので、それはすぐ実行に移してくれといふことで指示しております。少ないといふことを言いますと、もう少し職員からいろいろ提言があってもいいのだらうといふ思いはありますが、それが故に職員の資質がどうだとかといふことではないといふことだと思っております。

やはり、職員一人ひとりの資質・能力・意欲これを十二分に発揮をしてもらうといふことが前提条件であります。そうなりますとやはり人材育成の取り組みといたしますと、人事管理・職員研修・職場の環境づくりと、これらがどうしても必要な部分になってくるわけにであります。研修では自己研修・職場研修・職場外研修に今取り組んでいるところでありまして、職員からは相当数の研修を受けていただいております。

職場外研修では他の地方公共団体の派遣研修も実施をしておりまして、今ご承知のように地盤沈下対策等の研修を兼ねて環境省の土壤環境課地下水・地盤環境室に平成21年度から1名を派遣しているところであります。こういう部分を通じて派遣研修これをきちんとやってもらいたいわけにでありますし、県の方にも県主催の1年を通じて毎月1回ずつあるわけにです。この研修にも職員を参加させております。

もう一つは能力開発の基本となりますとやはり自己啓発ですね、自己学習これが非常に大切

になるわけでありまして、この意識啓発を積極的に進めていかなければならないと思っております。なかなか今の制度上として職員が自主的な研修を受けようとする際に旅費等まで支払ってということにはなり得ませんが、仕事面での都合等は極力仲間同士の中で融通をしながら職員が研修に参加できる、そういう職場の体制を作っていかなければならないと思っておりますし、そういうことでは特に齟齬があるとは思っておりません。

いずれにしても、これは与えられるものではなくて、自らやはり享受をして発揮していくという気持ちを職員から持っていってもらわなければなりませんので、笛吹けど踊らずということではだめでありまして、そういう土壌、そして環境をいかに私が先頭になって作り上げていくかということでもあります。

おっしゃるこれだけの優秀な職員が、それぞれその能力をフルに発揮すれば、大変素晴らしいわけでありまして、今までも相当発揮はしてきていただいている。ただ、100パーセントというところには至っていないというのが正直な実感でありますから、それらも含めて、今後ますます一番の資源であります職員の能の活用には努めていかなければならないと思っております。

企業誘致・地場産業を育てる「技」の集積ということでもあります。企業誘致関係はどこの自治体も重要施策として取り組んでいるわけでもあります。課題は非常に多い。しかし、なかなか成果が乏しいという現状であります。企業誘致ということに特定をして相当の土地の造成を行ったり、あるいは相当の補助金・助成金等を支出したりしながら、それぞれ努めているわけでもありますけれども、大きなところでは三重県だったでしょうか。シャープだったですかね。相当の資金を援助しながら誘致は実現いたしました。この不況、世界経済の不況の中でそれが撤退を余儀なくされるといって、そういう大きな案件も出ております。ですので、企業誘致ができたから即それでもう大丈夫だということでは、また今の社会はないわけでありまして非常に選択としても厳しい部分がございます。

今やはり企業誘致等がある程度、他の市は別にいたしまして、私どものところで実現をしているというのは、やはりその制度がどうだという以前に人的なつながり、これが非常に今までは大きかったと思っております。市の理念でそれに共感をしてこの市に企業立地を決意したというのはほとんど、私がこうなってから伺っておりません。それは当然ですけれども、企業は当然社会理念・企業理念というものは持つわけでもありますけれども、どうしても進出してくるといことになりますと、そこで成功したということにならないわけでありまして、やはり現実的な対応が非常に求められる。そういう中で全般的な理念や施策だけを、例えば東京でそういうことを紹介しながら歩いてほとんど興味は示しません。今私が一番企業誘致で有効だと思っておりますのは、いろいろの中の縁やあるいは人的なその絡みの中でということが非常に有効だと思っております。

おっしゃっていただいたヤマト運輸、これも地元を思う方からの発想でありますし、その発案に市がきちんと応えたというその結果でありますので、特別大きな理念を持ってそこにどうだこうだということではありませんでした。電産コパルさんもある意味では同じであります。

ただ、このことにつきましては大きな災害という部分が一つのきっかけではあります。しかし、それもこの地域に根ざした電産コパルさんにそういう方がいらしたからこそ、ここにという発想が出てきたわけでありまして、長野県の塩尻との競合の際もそういう部分と、あとは市の方のやはり積極姿勢、これが功を奏したものだと思っております。

おかげさまで後ほど申し上げますけれども、150人から300人規模の社屋を今年度中に建設を始めたいという具体的なお話をいただいておりますし、うまくいきますと日本電産コパル精密部品という会社を、東京からこちらの方に本社をここに移すという内容のお話も今いただいているところでありますので、これらは非常に大きな成果だろうと思っております。

また、地元の方からの起こす業の方ではありますが、これも市としては最大限支援をしていきたいと思っております。大きな部分での成果というのはそう今あるわけではありませんけれども、まあまあ食品の6次産業化等の中ではある程度そういう芽も芽生えてきておりますし、何よりも企業にすぐ経済活動に結びつくという部分ではありませんけれども、「天地人」関連を契機にいたしました若い市の職員の皆さん方が、非常に自主的な取り組みも進めていただいておりますし、そういうことに大きな期待をしていきたいと思っております。

これから一番の心掛けといいますか、市の発展の礎となる部分と申しますと、魚沼基幹病院を中心としたメディカルタウン構想の実現と、大和時代に提唱しておりました学園都市構想のさらなる具現化。そして塩沢地域では7月1日に一応オープンいたします道の駅、これを活用した中での観光関連も含めました情報発信基地、これの活用。あるいは大原運動公園等をきちんと整備した中での市内の皆さん方の利用はもちろんでありますけれども、そういう施設も整っているのだということ売りにしての市の宣伝、こういうことも大きな武器の一つになっていくのだろうというふうに考えております。

でき得ればここで生まれた方たちが、例えば一時的には県外あるいは市外で生活をするにしても、最終的には全ての方がこの地域に帰ってきていただいて生活ができるという地域完結型社会に取り組んでまいりたいと思っております。(ゴホンゴホン)・・・どうしましたか、アレルギーなのかもわかりません。

子ども・若者の未来を開く「夢」の創生であります。教育委員会の方で新学習指導要領を定めました。その中でそれが目指す生きる力、これを備えた子どもたちを育てるための基本方針を定め、23年3月に策定をさせていただいたわけでありまして。市内全ての子ども・若者のあふれる笑顔を求めて基本計画の目指す子ども像を「笑顔あふれる子」としたところであります。生きる力の源これは幸福な気持ちやあるいは笑顔ということであると考えておりまして、子育て教育を担います家庭・学校・地域・行政、これが一体化をして乳幼児から成人に至るまで、それぞれの教育に対する役割と責任を果たしていかなければならない。あるいは相互に連携協力していかなければならないというふうに思っております。

この育みたい5つの姿として、ご承知のように正義を尊び勇気を持って行動する子ども。人や自然を慈しみ、いのちを大切に子ども——生命ですね。夢を持ち、挑戦する子ども。健やかな心と身体を持ち、たくましく生きる子ども。ふるさとに誇りを持ち、未来を創造する子

ども。これが目指す5つの姿であります。

やはり当然でありますけれども、困難さが伴わない人生というのはあり得ないわけでありまして、その困難を乗り越えるときに、どうその子どもたちが対応できるか。あるいは大人も含めてであります。そのやはり耐える、あるいはそれを克服する力というのは、どうしても自分の目標あるいは夢、これを実現しようということが最大の力だと思っておりますので、子どもたちにどう個々の夢を描いていただくか。これはまあ我々が強制するところではございませんけれども、描いた夢が市内で実現できるということを、やはり我々は目指さなければならないわけでありまして、そのための環境整備を図っていかなければならないと思っております。国際科の授業の継続、あるいは図書館整備によります学習環境の整備、大原運動公園整備によりますスポーツ環境の整備、こういうことをきちんとやっていく中で子どもたちがより夢を描きやすい環境、これを作り上げていくのが我々の務めだと思っております。

市民参画と協働であります。今、本市において地域づくり協議会が発足をしております。これは非常に素晴らしいことだと思っております。自分たちの住むその地域を自分たちでどう夢を描いて作っていくか。このことを考えていただいているわけでありまして、少しずつでありますけれども実行に移していただいている。そのための予算等についてはまだまだ不足をしているところでありますので、これは行政の方できちんと対応をしなければならないわけでありまして、そういう部分ということをきちんとやはり育て上げていかなければならない。全てのことを公共サービスとして提供するという事は、当然でありますけれども限界がございますので、NPO法人も含めまして公共サービスの提供者となる新しい公共、このことについて認識を深めながら市民の皆さんと協働をしていきたい。

ただ、私が一つお願いいたしますのは、市民の皆さん方のそれぞれの団体、これは本当に皆さん方が寄り合って手弁当でそれを作り上げて運営をしていただいたり、学習していただいたりしているわけでありまして、やはり最終的にお互い目指すところは行政を批判ということだけではなくて、行政の何が足りなくてだから我々がこうする、我々がこういうところを担うから行政はこうしろとか、やはり最終的には協働でやっていくと、いこうという対応をしていただければ我々は一番ありがたいわけでありまして。

市民運動的なことと言いますと、まあまあ大体が批判ということが非常に先に立ちます。批判は批判で結構です。これはもう別にそれを制限しようとかということではありませんけれども、それだけに終始をしないで、やはり最終的にはお互いどういうまちを作っていきたい、そしてどういうことでお互い協力できると。このことも模索し合いながらやっていただくことが私は市民の参画と協働だと、その理念だと思っております。そんなことで何ていいますか、物足りない答弁かもわかりませんが、またその部分については再質問でご質問いただければ思っております。以上であります。

○ 中沢俊一君 市長の政治「理念」を質す

アレルギーという言葉もありましたものですから、私もそれほど今日は踏み込んだ質問を用意しているわけではございません。今日伺った理念に沿って、市長がですね、後援会の意向も

もちろん大事でしょう。でも、やはり我々が基本にするのは市長のこの信条であり、その信条が生かされたこの行政理念であります。

さて、その中で何点か少し私も聞いておきたいことがあります。さっき2点目で伺いましたけれどもこの市民憲章にもございますが、ものづくりといいますか、どういう理念を持ってそれではそういう若者であれ、仕事人であれ、そこに定着をして育っていくのかということあります。それについては観念的な理念はそう市長からは重きを置かないのかなという——置かないというわけではございませんが、人脈であれ何であれということがございました。

しかしながら人脈もそうでありますし、メディカルタウン構想もそうであります。やはりこの地域をどうしていくかというその理念、先ほど伺った市長の理念で私は納得はしますけれども、そういういろいろと支えてくださる方々、応援しようという方々からもう一歩、では深い縁を作っていこうかというのが、私は理念であると思っております。

私が存じている範囲であれば福島県の小さい矢祭という町がございましたけれども、ここの町長さん、最難関の大学を目指したこともあったそうではありますが、あのずうずう弁でやはり上場企業を引っ張ってくるわけであります。非常に押しもあれば、これだけ頑張っているのだという売り込みもあれば、やはり私はトップのこの理念というのは人脈を確かなものにしていく上でも必要なというふうに思っていました。この辺についてまた市長の見解がございましたら聞かせてください。

○市長 市長の政治「理念」を質す

ものづくりの大切さ、そして市民憲章に掲げてあります南魚沼市民はものづくりを大切にしますというこの理念であります。4月の下旬に日本電産グループの総帥であります永守会長が現地にお見えになりました。その際、私も合わせていただいて、その席でここの投資の部分の時期とか規模等が概ね決まったわけでもありますけれども、やはり私も永守会長に申し上げたことは我々の市民憲章の中にもものづくりを大切にするという部分があります。やはり限ったことと言いますと、日本電算コパルさんもこの金型の技術だけは海外では絶対やらない、これは日本の国内でやる。やはりものづくりは大切なのです。そういうことです。

これから企業がどういうふうに変化していくかは別にいたしまして、きちんと自分の人生の設計を立てられて、そしてある程度の年齢まできちんと自分の会社に勤められる。あるいは例えば不幸にして転職を余儀なくされたときでも、技術をきちんと持っていれば、間違いなくこれは再就職も可能だということでもあります。一般に言われておりますホワイトカラーという部分が一時的には相当もてはやされたわけでもありますし、今でもその傾向は相当あると思います。けれども、昔ドイツという国がそうではないのだと。刃物とかそういうことを作る、これが国力なのだということを言ったということを、私はドイツに行っていないのでわかりませんが、そういうことで国力を磨いてきたということは伺ったことがあります。まさにそういう技術屋、物を作る技術、それを製造する技術、これは本当に大切なことだと思っておりますので、永守会長にもそういうことは申し上げました。

そういう部分が良くとれば一致したのかもわかりませんが、理念的にはそういうこと

を申し上げながら——ただ、その理念、理念と言いましても、さっき触れましたように、市の行く方針とかそういう考え方の中だけで企業がどんどん来てくれるという時代ではありませんので、そういうことを先ほどは理念という部分を申し上げました。個々の企業に対応する理念、これは常に被歴をしながらやってきております。

去年の暮れに倒産をいたしました旧ミナミスキー場の経営をお引き受けいただいた会社の社長も、もう2度くらい断念の方向で私どもの方へ来たわけでありましてけれども、その都度、とにかくそうではなくてこうだという部分を打ち出したり、あるいは市としても優遇策をきちんと示しながら最終的にはこれを引き継いでいただいて、昨年営業できたわけでありまして。

一般的な理念という部分とそれぞれの会社に対応した理念といたしますか、施策というのはおのずと違ってくるのだらうと思っておりますけれども、そういう自分では情熱を持ちながら対応しているつもりであります。

ついでにもう一つ申し上げますけれども、余り自慢話になって聞きたくないかもしれませんが、自慢話ということではなくてお聞きをいただきたいのが南魚沼のおいしい湧き水であります。これを南魚沼のおいしい湧き水として採用いただいたわけでありまして、24日の日に国土の本社に行って総合基本協定を結んできたわけでありまして。その際に環境貢献ということがありまして、これも西武、いわゆるプリンス側の方で、一本売上げがあるごとに1円を南魚沼の環境施策の中に生かすということで寄附をするということ、口頭上で合意をいたしました。

これはやはり南魚沼の自然がいかに素晴らしくて、そこから発生をしたこの水をプリンスが使用させていただく、こういうことの中から環境をきちんと守っていけるような、南魚沼の素晴らしい環境を守っていけるようなことに貢献をしたい。我々も当然この自然をきちんと守りながら、ということをお伝えしておりますので、そういう面では理念の一致ということでもあります。1億本売れば1億円入るわけですから、ぜひとも皆さんから南魚沼のおいしい湧き水を買っていただいて、市に貢献いただくようにまたお願いしたいと思っております。以上であります。蛇足でありました。

○中沢俊一君 市長の政治「理念」を質す

私のアレルギーがひいていくようなさわやかな答弁をありがとうございます。

3点目になります。少し耳が痛いかもしれませんが、4月に入って伺った話ですから、これはもう変わっているかもしれませんが。名門校六高の野球部の新入部員が今年ちょっと出足が少ないかなというふうに聞いておりました。本当にこういう野球場を整備という年でありながら、私は何といたしましょうか、もっとその一言で言えばソフト部門ですね。そういうこれも理念になるのでしょうかけれども、子どもたちの夢をどういうふうに立ち上げていくといたしますかね。私はこれをやはり優先した中でそういうハードと組み合わせながら取り組んでほしいなというふうに感じておりました。いかがでしょうか。

○市 長 市長の政治「理念」を質す

六高の新入生で野球部員になったという方が何か今年は少なくてですね、7人とか12人と

かと言っていました。7人とっていました。それは私も聞いております。このことが野球場問題と関連するとは全く思っておりません。しかも、いろいろの応酬の中で嫌気がさしたのかもわかりません。でき上がればどんと増えるのかもわかりません。これはわかりませんからいろいろのことは申し上げません。

ご承知のように、この市内の子どもたちばかりではないわけです。しかも、割合とこの野球部の皆さんで活躍をされる割合が、市内中学校卒業者がやや減少傾向かなという気もしております。ですので、そういうことはそれといたしまして、そのことが直接六高の野球部の部員減につながっているというふうには私は捉えていません。ですので、答弁はそこまでであります。

○中沢俊一君 市長の政治「理念」を質す

その件については、全くこれは関連性がないかもしれませんが、やはりその辺のことをしっかりと整えた中で、組み合わせた中での事業運営をしていただきたい。これだけは申し入れておきます。

あとは4点目の市民参画でございます。当然であります、それは。当然でありまして、代案を持たない市民運動は私もやはり歓迎をしないわけでありますから、当然その辺のことを聞くべきは聞く、そういうことですよね。力を合わせる接点を作っていくのがこれから市長の力量だと思っています。最後にこの点だけひとつ伺っておきますが。

○市長 市長の政治「理念」を質す

そういうことを醸成する、あるいはそういう方向に導くというのも当然私の責任といえますか、度量の一つだというふうに認識しておりますし、そういうふうに持っていきたいものだと思っておりますけれども、一例として今各地でいろいろ行われております市民運動という部分の一例を見ますと、ただただ批判をせんがためのという部分も見受けられますので、そういうことにならないようお互い注意をしながら協力し合っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長 休憩といたします。休憩後の再開は3時ちょうどといたします。

(午後2時42分)

○議長 休憩前に続き会議を再開いたします。

(午後3時00分)

○議長 長 質問順位7番、議席番号2番・林 茂男君。

○林 茂男君 お疲れさまです。歩む会の林茂男です。それでは許可を得ましたので一般質問させていただきたいと思えます。

地域の子どもたちにこそ「農事体験」の制度化を

質問の内容ですが、地域の子どもたちにこそ「農事体験」の制度化をというテーマで行います。私が学校を卒業しまして東京から帰郷しました平成4年、1992年のことでありますが、それ以降就農いたしまして20年がちょうど経過いたしました。当時は普通に見られました農繁期、春や秋が特にですが、こういうときの畔端での家族そろった、また親戚皆さん等も含めたお昼の団らん風景や、そこに子どもたちの手伝いの姿等をまだ見受けることができました。

今は全く見ることもできなくなりました。

私は塩沢全体に田んぼが散らばっておりまして、毎日車で通勤するような形で田んぼに行くスタイルでやっているのですけれども、そういうところで特に石打の地域だけではなくて塩沢全体の中を見ても、ほぼ失われたと言っていい状態ではないかというふうに思っております。新聞でも何か川柳で、機械音だけになった田園風景というようなテーマで載っかっていましたけれども、本当にそのとおりで、そういう農作業現場で笑い声とか幼い声とかそういったものが全くなくなりました。機械音だけが無機質に響いているような状態が本当に今の現状ではないかなというふうに思います。

そんな中で最初、私が24歳のときは近くの隣土の田んぼの皆さんの、それぞれの家の人の顔がわかったわけですしけれども、今はそれが委託・受託というような関係も進んでいますし、完全に任せている、また農業生産法人の皆さんに託しているというようなところもありまして、本当にその家の若手諸の顔も全くわからないというような状態が今あります。

子どもの頃、既に手伝いというのがほとんどなくなっていたような状態の私どもの世代でありますので、当然と言えば当然なのですが、本当に昔の作業風景、皆で田植した風景、さなぶり、その後の楽しみですとか、そういったものは私どもで本当に最後、垣間見た最後の世代なのかなという気がしております。

ただ、皮肉なことに今、今年もありました。これは批判しているわけではありませんが、子どもの声や大きなぎやかな声が聞こえることがありました。それは私どもの地区でいうと舞子の地区の皆さんなのですけれども、体験農業等で素足で田んぼに入ったり、どろんこになってやっている風景の中で、家族連れの皆さんがにぎやかに、楽しそうに農作業をやっているというようなところがありました。私はそれを見て、どうしても非常に大きく違和感がありました。

目を転じまして、では、日本一のコシヒカリブランドの地域だというふうに誇っている私どもの地域ですけれども、その後継者と目されている地元の子どもたちはどういう状態かと言えば、田んぼで見るその子どもたちの姿は、この数年はもちろん先ほども言ったとおりありません。走り回る幼児、小さい子どもたちが畔を駆けっこして鬼ごっこみたいな感じでやっているという姿も見ることがなくなりました。田んぼには都会の子ばかりであります。

川もそうであります。川辺で遊んでいる親子連れの風景、そこには観光バス等で宿泊先の皆さんが運んでいる、川は完全に都会の子どもたちに占領されているような状態であります。私はなぜこんなことになってしまったのかということ、近年特に思い始めました。ゲームによって子どもたちが家の中に閉じ込められているのか、子どもたちが本当にひ弱になってしまったのか。私は子どものせいではないというふうに思っております。

例えば機械化が進んだ農業政策がそういう集約農業化されていったからだとかいろいろあると思いますが、一つには経済至上主義的なもの、言葉を若干悪く言えば拝金主義的なところ。私が生まれ育ったスキーもかつてそうでありました。本来のスポーツ、冬の楽しみだったスキーが、どうしても商売的な要素が強められて、例えば昔、私どもはスキー場で、家から塩を持

ち出してジャンプ台を作って遊んでいる、そういったものもお客様に迷惑がかかるからやめろ。山の中を自由に滑ったこともお客様がまねをするからやめろ。そういうことでスキー本来の楽しさを、安全性と言えば安全性ですが、そういう観点ではなくて商業的な観点の中から遊び場を失っていかされたというところがあります。

ただ、寝る間も惜しんで私たちを育て働き続けた両親などを批判するという意味で言っているわけではなくて、感謝こそすれ憎んでいるわけではないのですが、先ほどの農業の問題もこのスキーと合わせ持ちまして、またいつか来た道というような感じを重ねて見ております。

地元の農協の皆さん、これもちょっと批判めきますけれども、担い手の育成、そして後継者の問題等がずっと何を見ても書かれ続けてまいりました。しかし、私はこの20年間、当時24歳から始めて、今みたいに声がかけていく難しそうな顔をしていたわけではない青年の時代から含めまして20年間、例えば農作業をしていてそこに農協の人の車が止まって、どうだとか、作はどうだとかそういった言葉がけというのは、私は1回もなかったというふうに思っています。現在もそうであります。声をかけられたのは共済の推進のときだけだというような状況であります。

地元の農協の若い皆さんが優秀であることは間違いないと思いますが、一つだけ、土の香りのする職員がいなくなったというふうに思っております。これも先ほどの話と全部符合して同時代的にこんな問題として進んできたんだなというふうに思っています。

農業と観光は市の基幹産業だと位置づけられておりますが、本当に非常に危うい状態だというふうに私は思います。農業なくして当地の観光は絶対にあり得ないというふうに思っています。ということは、農業は本当に根幹に関わる問題だというふうに思っているところであります。この中で行政がどういうふうにタッチして、それをどうするかということはわかりませんが、今手をこまねいていると、恐らくもう二度と取り返しができない状態で、今の状態がどんどん進行していくというふうに私は思います。愚痴や嘆きを言いにかけているわけではなくて、今後のことに一縷の望みを託しながら以下の質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目に地域産業と文化の担い手、そしてこの当地が持つ誇りという観点からどのようにお考えになっているかお聞かせいただきたいと思っております。

2つ目に学校やイベントなど市内の子どもたちの、実際のここの、当地の子どもたちの農事体験の具体的な状況は、現状はどのようになっているかお教えいただきたいと思っております。

3つ目、春、最農繁期といいますか、一番忙しい5月の下旬、この時期に市内の学校、各学校では運動会が行われております。当たり前のようにそれはなっていますが、開催時期について、私は先ほどの年齢のときから就農して、子どもができて育ててまいりましたが、おかしな時期にやるのだなというふうに思っていました。この話を学校で子どもたちにしますと、子どもは、クラスの中で農業をやっているのはお父さんだけですということです。そういう状況の中で誰も疑問を感じない。離農が進んでいることの証だと思っております。当然そうならざるを得ないのでしょうけれども、それでも教育的意志や地域の意志として変更すべきだと私は思っております。この点につきましてお話を伺いたいと思っております。

4番目、地元の子どもたちにかつての田植休み、稲刈休み——これは私も経験をしたことがありませんが、お話ですと恐らく私よりも10歳くらい上の方はやっていたそうです。ここで初めて当時でも農業をきちんと経験することができたのではないかと考えていますが、制度化をする必要があるというふうに思っております。魚沼モデルとしてこれを当地であるからこそ進めるべきかというふうに思いますが、お考えを伺いたいと思います。

最後になります。学校田、これは私も参加協力をしてまいりましたが、採れるお米は、今は学校の文化祭等で売ったりというところが見受けられますけれども、それ以上には進んでいないようであります。物産館ができました、道の駅ができました、いろいろな売場が確保されてきている、インターネットの普及もある。こういう中で各学校で、競争原理をとということよりも、子どもたちの例えば楽しいラベルを貼って、自分たちの立場、例えば第二上田小学校米、上関小学校米というような中で、子どもたちにその生産過程から販売のところ、またそういう売れる喜び、お客さんとの交流等も含めてやれたら本当に面白いことなのではないかなというふうに思っているのです。そのような発想はいかがなものかというふうに思ひまして質問させていただきたいと思います。以上、壇上からの質問を終わらせていただきます。

○市 長 地域の子どもたちにこそ「農事体験」の制度化を

林議員の質問にお答え申し上げます。ほとんどの項目が教育関連ということになりますので、教育長の方にまずは答弁させますが、再質問等で私の方にとということであればまた答弁を申し上げます。

一つだけ、この地域産業と文化の担い手、あるいは持つべき誇りという観点からという部分であります。これは私もそういう部分を非常に感じておまして、実は、故廣田さんのご厚意によります子どもたちの海外派遣につきましてはアメリカを選ばせていただいたわけでありませぬ。これは私が農業青年大和ということでアメリカに研修に行った際に、アメリカの方で日本人の方がそれぞれ農場等を経営されていたわけでありませぬ。当時90歳を超えていたと思うのですが、茅野さんという方が我々におっしゃったことは、農業は神の次に尊い職業だと、こういうことを申されました。いたく感銘をいたしまして、そういうところに一週間なり10日なり、そういう考えを持つアメリカの農家の方にホームステイをして、農業の大切さ、素晴らしさ、これを少しでも感じていただきたいという思いから、これを実施しているということがあります。他については教育長がまずは答弁申し上げますのでよろしくお願いいたします。

○教 育 長 地域の子どもたちにこそ「農事体験」の制度化を

林議員の質問に対して答弁申し上げます。議員からお話のありました春・秋の農繁期の休業、まさに私どもはその体験した世代であります。あの頃は学校が休みになったのはうれしいような、毎日朝から晩まで親父に使われるのは切ないような、非常に複雑な気分でありませぬ。なおかつまち場の同級生は家の手伝いがないので、私どもが嫌々ながら手伝っている田んぼの脇を遊びに来るわけでありまして、それが一番切なかったことを今思い出しております。

それはそれといたしまして、先人の努力によってこの地域のコシヒカリが非常に高い評価を得るようになりました。小学校の、いろいろな会社から出版されている教科書に、この地域の

農業のこと、稲作のことが頻繁に載るようになっております。そんなこともありまして、都市部の小学校から例えばセカンドスクールですとか、農業体験というふうなことでおいでになっている。そのこと自体は非常にうれしいことだと思っています。ただ、議員ご指摘のように都会の子はそうやって田んぼに入ったり川に入ったりしているのですが、この地域の子もたちはなかなかそういう機会が増えていない。というのが実態であります。

文化・伝統というふうな観点からしましても、この地域でやはり稲作に限りませんけれども、先人が営々として築いてきた農業、このことを抜きにしては地域の誇りというふうなことも育っていないところだと思いますので、各学校、特に小学校におきましては全ての学校で学校田ですとか学校の畑ですとか、そういったものを近所の校区内の大ベテランの方々に指導をお願いしながら取り組んできております。

ただ、学校の規模やおかれている状況等によりまして、どこまで踏み込んでやるかということについては大きな差があるのも実態であります。先般、某小学校では学校田での田植に際して国際大学の学生を招待して取り組みました。これはかなり一生懸命といえますか、いろいろやっている部類の学校であります。

子どもたち、この地域の子どもたちを対象にした農事体験の事例でありますけれども、今ほど申し上げましたように各学校が学校田で取り組んでいるほかは、JA魚沼みなみがグリーンスクールというふうなことを毎年実施していただいております、それくらいかなと、こんなふうに思っております。

学校栄養職員が毎年持ち回りでやっております、キッズ健康教室での料理実習なども、強いて言えばこの農事体験に含めることもできるかもしれませんが、自校給食の学校においてはイベント的な事例に留まると思いますけれども、学区の中で、その地域の中で収穫された野菜等だけで一食の献立を作るというふうな取り組みをしておりますが、直接地面に、土に触れる体験ということになりますと、今ほど申し上げたところに留まるのではないかなと思います。

それから、5月中下旬に小学校の運動会が開かれている理由であります、私も正直なんで小学校は5月にやるのだらうと思っておったのですが、最近——最近といえますかこの職に就いてからわかったことではありますが、一つの理由は新入学児童の集団づくり、学級づくりを進める上で、運動会の練習というのが非常に有効だということでもあります。黙って話だけ聞いているということでは、なかなかその集団づくりということに行きませんが、一緒に身体を動かす、一緒に同じ方向に向かって走っていく、そういったふうな行動、活動を使うことによって学級づくり、集団づくりをしていく。

それからもう一つは6年生のリーダーシップの確立という点でも、この運動会の取り組みというのが非常に有効だということを言われております。

もう一つは、3つ目の理由としましてはこの地域、運動会を実施するについて適した気候というのはやはり5月中下旬、あるいは10月中下旬といえますか、この頃に限定されてしまうということも理由の一つになるようであります。

それから農家でも子どもの出番がなくなっています。これはもう今に始まったことではなく

て、恐らく最大の理由は機械化、機械の大型化で、例えば稲刈りのバインダーで刈っていた時代であればその稲束を集める、運ぶというふうな作業が必要でしたので、子どもも多分出番があったと思います。今のような大きなコンバインで作業をするようになりますと、田んぼの中に子どもがいてはかえって危険だというふうなこともあって、手伝わせなくなったといえますか、あるいは子どもたちの出番をなかなか作ることが、確保することが難しくなったというふうなのが一番大きなことではないかなと思っております。

そしてまたもう一つは、大型化しましたので農作業の受委託ですとか、農地の集約化といいますか、必ずしも集約ではないかもしれませんが、受委託、貸し借り、そういったことが進んでまいりますと、委託した農家の側では親父本人も出番がなくなるというふうなこともありまして、なかなか議員が指摘されたような状況が進んでいるということだと思います。

そういう状況でありますので、仮に田植時期、稲刈り時期に学校を休みにしましても、子どもたちに農事体験をさせる場所と指導者の確保が非常に難しいだろうと、こんなふうに考えます。それと学習指導要領の改訂によりまして授業時間数が随分こま数が増えまして、こういった活動に割ける時間数というものが、枠というものが非常に厳しくなっております。そんなふうなことを考えますと、学校の行事の中でこういった取り組みを進めるということは、相当難しいだろうと、こんなふうに思います。

5つ目ではありますが、学校田は最初に申し上げましたように、田んぼの先生というふうな呼び方をしているのが一般的であります。そういう方々から栽培管理を指導していただいたり、指導だけではなくて場合によっては水管理などもやっていたり、そんなことで、何とか子どもたちは田植と稲刈りは作業として体験しますが、ほとんどそれだけというふうな事例も少なくありません。そういう中でブランドになるほどの量と質を期待するのは小学校段階を超えているのではないかなと、こんなふうに思うところであります。

ただ、ご指摘といいますか、学校で生徒が主体になって米を作ったという時代は確かにあります。私どもの1年上までは英語か農業かどちらかを選択すればいいという時代でありましたので、農家の長男は大体農業の方を選択していたと思います。そんな時代に限りませんが、広い学校田を持っていたそういう都合もあって、中学生の作った米を農協へ出荷して、そしていろいろな学校活動の資金になっていたというそういう時代もありました。

しかし今、中学校でも、まして小学校では子どもたちにそこまで期待するのは難しいのではないかなと、こんなふうに思います。ただ、今新しい学習指導要領の中でも特に強調されておりますのが、自然体験、環境体験の重要さであります。これらを実現するのと、議員ご指摘の農事体験と組み合わせることができないかどうか。学校行事の中では難しいと今も申し上げましたが、教育委員会の例えば子どもを対象として事業として考えることができないかどうか、その辺については検討してまいりたいと、このように思っております。以上であります。

○林 茂男君 地域の子どもたちにこそ「農事体験」の制度化を

ありがとうございます。多分そういう答えになるだろうというふうに思っておりましたが、1番目と2番目のところはわかりました。3番目の運動会の時期について、いろいろご説明を

いただいたとおりでと思います。PTAで私も役員をずっとやらせてもらっていたり、今もやっているのですけれども、先生方とこの間のこの話は、やはり教育長がおっしゃられる話のおりの答えだったしいいのですけれども。

私は確かにわかるのですけれども、5月の下旬にある。前の日も準備があったりして、子どもたちも忙しいのですよね。中学生になってもテスト前以外はほとんど土・日は家にいません。忙しいのです、子どもたち。なので、私は自分の子どもの、もう既にそういう一番多感というか教えなければいけなかった時期は失ってしまったと思っていまして、自分の失敗を次の世代に繰り返してほしくないなという意味で言いたいのです。手伝いの場、この時間を、悪いのですが学校側も奪っている一翼を担っているのですよ、本当に。

今、教育長が言われている、昔は先ほどの——ちょっと4番目に入ったりしているのですけれども——例えば稲刈り休み、田植休みのこともありますが、こういう内容の中で嫌な思い出もあったとかいろいろあるのですけれども、昔は本当に労働力だったと思うのです。今はまさに機械化になっていて、これが逆に言えば子どもたちにそういう場を失わせていった原因なのですけれども、今はそうではなくて、教えるというかそういう場だと思うのです。

決して子どもたちの手がなければ作業ができないなどということはありませんので、そうではなくて、まさに教育とかそういうような観点からやらないと、私が親で子どもたちに教えたくても、子どもたちはそういう学校の行事があるからとか、部活があるからと逃げるのです。それをたしなめて、休んでもいいから先生に暇をもらってこいと言いながら昔の親みたいにやらせることはできないので、我が家などは自分の家が農家なのに子どもたちが全くわからない、そういう恥ずかしい状態にあるのです。

本当はかなり意識をしてそういう場や時間を作ってあげたり、また、生徒として何とか取り組もうという姿勢がないと、私は南魚沼の子どもたちが将来、農業体験、自然体験が盛んな都会の子どもたちに逆転されて、向こうに農業のことを教えられるような、そういう漫画みたいな世界になってしまうというふうに本気で思うようなところがあります。スキーも現状はそうなのです。

本当にこれは農協さんが旗を振ってとかそういうことができない、なかなかやりづらいのではないかなというふうに思っていまして、私はそれを見て教育長にも答弁いただきたい。大きな南魚沼市の長という意味でこの地域をどう考えるかという視点で、行政の参加なくして、そこが例えばNPOなり、地域の先ほど言った管理を頑張ってもらってくれる個々のお父さんとかそういう制度を利用して、協同の中でやらざるを得ない、それを全部まとめてどうやって旗を振るかということがない限りは、個々でいろいろな、今こうだよな、子どもがいなくなったよないろいろな事を嘆いていても、全く前に出ないのではないかなという気がしてなりません。そのところを含めましてお答えいただきたいと思います。

特に作業は、今行っている例えば学校田の作業等もですね、私は毎年やるのですけれども、はっきり言ってどろんこ遊び程度なのです、というふうな認識です。こういうことで誇りが育つのか。先ほど機械力になっているから邪魔になるという話がありましたけれども、今年田ん

ぼに入っていった一番考えた、これをさせたらいいのではないかなと思うのは、農協の指導では3株以上欠株でなければ補植をする必要はないというふうに書いてきますけれども、補植という作業が本当に長い距離の往復、何度も往復してやるという作業です。裸足で入るのが今の農法ではないし、裸足で入ってもいいのですけれども、そういうこと。あの作業をやらせること、苗出しや苗運びをさせるということ、やはり邪魔にしないでやらせてあげる。私は共感する農業を今のやっている人たちはたくさんいるというふうに思っています、本当にやってもらいたいなど、やりたいというふうに思っているのですが、もう一度考えをお聞かせいただきたいと思います。

○教育長 地域の子どもたちにこそ「農事体験」の制度化を

5月の運動会が手伝いの機会を奪っている面もあるのだと、こういうご指摘でありますので、その点は校長会等々でもまた検討をしてみたいと思います。学校行事、昔から運動会あるいは文化祭、やってきたからずっとやらなければいけないということもないとは思っておりますが、これらをやろうとしますと、どちらかという一つは1学期に、一つは2学期にというふうなことで今までこのスタイルで続いてきたと、こんなふうには理解しております。実施時期のことについては考えたいと思います。

なお、特に今年のように雪消えが遅れた場合、いろいろなものがこの5月の中下旬に集中してしまうという、そういう結果も今年は特に見られました。したがって、この実施時期についてはもう少し検討してみたいとは思っておりますが、さっき申し上げましたように、ほかの時期に運動会をするということが非常に難しいということもまた事実だと思っておりますので、まさに検討してみる、校長会で相談してみるということで、実現できない可能性も相当あるかなど、こんなふうに思っております。

確かにかつては労働力でありました。労働力でありましたので家族の絆とか、そういうことに非常に大きくつながっていったところではありますが、この教育ということでやろうとしますと、各家庭に任せるわけにはまいりませんので、先ほどの答弁で申し上げましたような、例えば石打地区でというふうな取り組みになってくるのかなというふうな感じではありますが、どんなことができるか。私どもも中に一枚加わりながら検討はしていきたいと。これは実現に、一生懸命何とか実現させたいという思いではありますが、検討はしてみたいと思っておりますのでいろいろのまたお知恵を貸していただきたいと、このように思います。

スキーのことも、二の舞という話がありましたが、私どもの時代はかなり中学、高校でアルペンスキーをやらされた世代だと自負しておりましたが、学校を卒業して東京へ就職してみたら、東京生まれの同僚の方がはるかにうまいのに驚いたことがありました。そんなふうなこと、あの40数年前でもそうでありましたので、このスキーの二の舞にという議員の言葉には非常に胸を打たれましたので、何とか一緒に実現に向けて考えてみたいと、このように思います。

○林 茂男君 地域の子どもたちにこそ「農事体験」の制度化を

スキーのことなのですからけれども一つ思っていることがありまして、先ほどの話は本当に胸を

打っていただいてありがとうございました。ということなのですが、コシヒカリがこれほどやはり有名になった、先人の米作りへの情熱とかいろいろあると思うのですけれども、私は1点は、子どもの頃からずっと見てきましたスキーのお客様ですね。民宿に泊まるお客様に対してお米が採れると手紙とお米を送って、これは本当に贈答米ですね。そういったやりとり、そして提供する食事にご飯をもちろん提供するわけですけれども、そういったスキー客との交流、それから多くのこちらにやってきたお客様方の数、こういったところが南魚沼の——もちろん米質の向上とかいろいろあったのだと思うのです。思いますけれども——そういうものに相まってやはり育っていった地域だというふうに思います。

先ほど5番目のところの学校田のブランド化の良さがありましたけれども、私は教育長が言われているとおり、土地の管理もできないだろうし、難しいということは重々わかっているのです。けれども、なおさら先ほど言った管理をしてくれる地域の皆さん等と協働という中で、決して子どもたちだけが作った学校田米ということではなくて、その地域の人たちも誇りに感じるかもしれない。そういったものをぜひ発信していけたら、というか逆にこの南魚沼がそれに取り組まなければ、一体全国でどこが取り組むのだろうと、逆に先を越されればまたまねということになります。

そんな形で特に物産館的なところ、農協さんはあそこで米を売らないという話も聞いていますけれども、そういうことで果たしていいのかということもある。市が作り上げた、また、地域の願いをあそこで表現しているわけなので、そういったところにぜひあってほしいものの一つというふうに考えておりますが、その点をお答えいただきたいと思います。

本当に例えば自分の子育ての失敗等もありまして、将来にわたってこれは取り返しがつかないことでもあります。私が20歳から30歳くらいまでの間は、機械に乗るオペレーター等も含めて、若い人たちを地域で見ることができませんでした。今は割に若い人たちがたくさん農業現場に出てきています。生産組合化が進んでいることもあるのだと思います。その彼等も必ず子育ての時期に、今全く入り込んでいるし、そういった中で恐らく同じことを気持ちとして持っていくだろうと。そういう人たちが学校田で例えば手伝ってくれる、その人たちが格好良く見える、機械にも時々はちょっとお兄ちゃんが乗せてくれる。そういうところで初めてそういう接点が生まれていっていくのではないかなというふうに思っていますので、ぜひその辺のところを、頑張ろうという話も聞こえましたが、もう一度いただいて質問を終わりたいと思います。

○教 育 長 地域の子どもたちにこそ「農事体験」の制度化を

今の議員のお話のように、地域の皆さんがそこまでやってくださるというのであれば、学校田で米が作れないなんてことは、弱音は吐けませんので一緒に研究をさせていただきたい、このように思います。

○議 長 質問順位8番、議席番号25番・若井達男君。

○若井達男君 南魚沼市政運営を問う

質問の許可をいただきましたので、通告にしたがいまして質問を行います。なかなか一日あ

そこに座って黙っているのも楽ではないな、などと思っていたのですけれども、今日質問ができて何よりだというふうに思っております。

ここに通告しておきました件につきましては、前者7人の方がそれぞれの角度で質問されております。かなり重複するところがあるかと思いますが、その辺は省いて、また市長の方からも重複するところは極めて簡単で結構です。場合によっては省いていただいて結構です。だいぶ疲れが出てきておりますので、なるべく簡単にと考えています。よろしくお願いいたします。

まさに今、決められない政治からの脱却ということが今の総理の美名だそうです。美しい名前になっているそうです。まさに今日も中央ではどたばたとやっているところだとは思いますが。そしてつい先日、原発では関西電力大飯原発が再稼働に向けてこれから進んでいくと。そして併せてこの21日には決まるかどうかは別にいたしまして、増税法案が採決される予定になっております。

これらはさておきまして、しかし国民の目線はそういったところにあるのでしょうか。私たちの目線は、それはそれぞれが大切ですが、まさに3党合意だと。その3党合意とは何ぞやと。やはり国民の期待するところではない、政権与党はまさにマニフェストをふん投げて、そしてそれぞれ3党が党利党略で思惑を持ってこれから進もうとしておる。そういった中のこれからの市政運営があるわけでございます。

私もできることならば今日は一番のくじを引いて、南魚沼市の市政運営を問うということで市長の姿勢を伺おうかと考えていたところでございますが、これはやはり平とクラブ長の違いがあり、クラブ長副議長が一番を議長から引いていただいたということで、これは大変うれしいことだと思っております。

そんなことでまずはその1としまして、今後の財政運営は如何にということで通告をしておきました。これにつきましても副議長の答弁の中の冒頭に、市長の方から財政健全化計画が18年に作成されて5か年の中に進めてきた。その結果が103パーセントの達成率だと。確かに当時のスタートは、69億円を5年間でするので、1年間に13億8,000万円切り詰めなくてはならないという、そういったスタートだったと思っております。

しかし、スタートしてみて1年経ったら、これではぬるい、間に合わないというようなことで、もう1年経過したときに見直しを行って、72億円まで切り詰めなくてはならないというのが、結果的に今言った5年を経過して103パーセントになったということだと思っております。

これは今までの財政健全化計画というものに基づいて進められてきたわけですが、この今後の財政は、皆さんも私も議会初日にその2ということで書類をいただいておきまして、これについてもこの議会が終了したらひとつ詳しく説明をしますというお話だったものですから、まあまあこれもわざわざ聞く必要はないとは思ったのです。けれども思いもよらず、先ほど申し上げましたように1番のくじが欲しくて前日の日に通告をしたのです。私はこれを見ないで、そうしたら机の上にこれが上がっていた。さあさあ、ということになったわけですが、そんな

ことで市長の答弁を、先ほど申し上げたように極めて簡潔で結構ですから、ひとつよろしくお願いたします。

その次、2番、新潟・福島豪雨災害の復旧見通しはということで通告しておきました。これは先ほどの休憩時間にもお話がありました。今現在でも25キロワットのモーターを入れて沢から水を引き上げて水管理をしておるといふそういった状況の地域もあります。これは経費はさほどかからないということは言っておられますが、経費だけに限ったことではなく、この手間暇を考えたときには、大きなやはりハンデであり、またそれらを経費として見積もったときには大きなマイナス要因になっているとは思っております。

この水害についても今回の新潟・福島豪雨水害は新潟日報新聞社によりますと300年に一度の豪雨なのだというので、まさに300年前のこの豪雨がいかであったかということは、これは我々が当然知る余地はございませんが、とにかく今も大きな爪痕を残しておるといふ、そういったことです。

私はこの水害については、大きな水害は今回の新潟・福島豪雨水害を入れてあと2件、昭和44年8月12日、これは六日町地域における集中豪雨、ゲリラ豪雨でした。六日町地域における中においても五十沢地域、城内地域はまさに宇田沢川と三国川の氾濫で頭首工もふっ飛び、道路、水路も全てがふっ飛んだ。死亡者も出ておったということです。なぜこの日にちを記憶しているのかは、私は次の次の日が成人式だったのです。その成人式の前々日がこの大水害であったと。来賓の皆さんは防災服だと。祝辞はなかなか出てこない、大変だ大変だと、そういったところが44水害のまずは最初でした。

そしてその次が56水害、56年8月23日だったでしょうか、ちょっと日にちははっきりしておりませんが、まさにこれも六日町市街地がやられたわけですがけれども、市街地が降ったわけではない。これは湯沢の方でゲリラ豪雨があつて、それが一気にこの市街地に押し寄せてきた。しかしながらこれも水害対策がなっていない。そういうことで、このときはやはり災害救助法の適用を受け、激甚災害指定を受け、そして5年間をかけて魚野川の河川改修、それにまつわる支流も行なった。そのときに100年に一度の豪雨がきても大丈夫だと言われたのが、この56水害の河川改修、激甚災害指定の工事だったのです。

しかし、まさにいつ襲ってくるかわからない、規模すらも想定できない、そういった災害について私たちは、災害は前にもお話ししましたが、忘れた頃にはやってこない、忘れないうちにやってくるというそういう状況ですので、やはり常に心しておかなくてはならない。そういう中に今の当市における災害復旧の見通しはいかにということですが、これも極めて簡潔で結構でございますが、ひとつお願いたします。

次に(3)ということで文化、教育、スポーツの充実ということで通告しておきました。この文化、教育、スポーツの中にも、それぞれの分野に幅広い範囲を持ってはおりますが、その中におきまして①として図書館建設事業、②として総合支援学校、③として大原運動公園整備事業というものを上げてはおきましたが、これも前者7人の皆さんの中からそれぞれ質問がありまして、大体市長の答弁はいただいております。図書館建設事業につきましては、これは直

営で行うのだというそういったことで、26年度に開館したいのだ、そういった答弁もいただいています。これにつきましてはこの建設事業費6億5,000万円につきましては、3月議会で私もこれを取り上げておりますので、図書館事業については市長、私がここでしゃべらせていただいてそれで結構ですので、あとは答弁を。

あと②でございますが、総合支援学校これはまさに入札が終わりまして、先ほどの休憩時間に、作業所建設、作業所事務所現場を設けたいがどうですか、あそこへ車を置いていいですかというような電話をいただきました。そんなことで、もう明日からにでも事業着手に入ろうかというようなことです。これは多分議会議決に必要な金額だったと・・・まあ、準備だそうですね。そういうことで、これらも来年4月1日の開校に向けていいスタートを切っておるのではないかというふうに考えております。

がしかし、この支援学校につきましていささか心配の点がございます。やはりこれは国・県の補助は当然のことながら当市の財政にも関わってくるわけですが、この6月6日、文科省の方に市長はこの支援学校の充実ということで出かけられております。これについては文科省側に充実をとにかくお願いしたいというそういったことで、交通体系、また交通体系における車両、またその後の運営費等においてその内容をきめ細かに文科省の方に要望をされたことだと思います。それらがどういった形に今なってきておるか、この辺が何か出ておりましたら、だいぶ成果があったというような話は聞いておりますので、その辺を伺うところでございます。

その次に大原運動公園整備事業です。これはまさに長い、長い議論が交わされてきました。大原運動公園整備事業につきましては、私はこの一般質問で野外スポーツ施設の充実ということで取り上げさせていただきました。その中にはやはり野球場建設、それと先ほど11番議員、佐藤議員からも話がありましたように陸上競技場、多目的陸上競技場そういったものはどうか。これも同じように十日町の陸上競技場をあげてあそこには今現在市内中学校、また湯沢の中学校の陸上大会はそこに行って開催していい記録が出ている。併せて郡市——湯沢町、南魚沼市の8月にある競技大会もやはりわざわざ十日町市へ行って開催されておる。

これらをとっても新生南魚沼市に、どうしてこういうところに足元を置いて進んでいけないのかということで質問したわけですが、なかなかそうは簡単に進まない。しかしながら、合併のおかげで合併特例債というもののの中に野球場建設が、今回におきましても実施事業で建設費、土木費両方を合わせて15億円、16億円くらいでしょうか、それらが議決されておることです。大原運動公園整備事業これについて市長に壇上からお伺いするのは、まだまだ、この整備事業10億円、15億円必要な金があれば他に使えるのではないかという、そういった質問が私のところに直接——これは女の方ではないです。私どもと同年代の男の方からも来ます。いや、しかしそれは、私は難しいですよ。ではその前にどうして野球場がないのですかと私は聞きましたよ。これは六日町を例にとりますと、前者の町長さん、小宮山さん、その前者の大谷さん、その前の桜井町長さんは私はわかりませんが、そのときにもこの議場において、阿部先輩議員がおりますが、野球場建設の話は常に出たのです。しかしながら、作りたくても財源がなかった。二日町の野球場、公式球・硬球が使えるそういった野球場にしようでは

ないかという話も出ました。もちろん長森運動公園も野球場にどうだということで出たのですが、運動公園用地として確保はしてみたけれども、財源がないということで泣く泣く進んできた。まさにこの合併特例債をもっての建設、私は的を射ていると思います。市長に伺いますが、この野球場建設について合併特例債が果たして他の事業に使えるかどうか、それをひとつ伺っておきます。

その次（４）に入ります。市長の政治信条はいかにと。本来であればここで市長、あなたは任期があと５か月ちょっとですよ。私がこれだけ話したのに、その後はどういうふうにするのですかと、私はここで聞きたかったのです。しかし、もう結果は出ておりますので、遠慮することなく楽々聞かせていただきますが、市長、政治信条については今日この席上でも一応あなたは、私は３０年やってきたんだということを言われております。まさに六日町議会議員１８年、六日町町長１年６か月、そして市長をこの任期までまっとうされれば８か年、まさに合わせて３０年になろうかという年数です。素晴らしい政治経験だとは思いますが、この政治経験の中に何をもって今まで政治信条として向かってこられたか。また、この後の第３期目に向かう政治信条はいかなるものをもって市民の負託に応えるか。それを壇上からお伺いしまして終わります。また答弁によりましてはひとつ自席より質問させていただきます。

○市長 南魚沼市政運営を問う

若井議員にお答えを申し上げます。１番を狙っていたとは知りませんでした。失礼いたしました。

今後の財政運営ということではありますが、極めて簡潔にということでもありますので、ですが先ほどの佐藤議員から非常に事細かい部分までご質問がありましたので、それをもって答弁とさせていただきますと思いますけれども、１８年から取り組んできた財政健全化計画、この結果と経験を元にしてとにかくきちんとやっていく。大きな収入の増とかあるいは好転するという材料は見当たりませんので、非常に厳しい財政運営というふうに認識をしております。

しかし、その中をどう知恵を出して、そしてどう集中的に投資をしながら市民の皆様方の負託に応えていくのか、要望に応えていくのかとこの１点に尽きると思いますけれども、やはり我々に与えられた使命は限られた財源をいかに有効に使用して、市民の皆さんの福祉向上につながるかということでもありますので、その１点に的を絞りながら職員共々汗を流したいと思っております。

新潟・福島豪雨災害の復旧見通しであります。土木災害の方につきましては、今現在完了箇所が２２か所、現在工事中箇所が５５か所、未契約箇所が３か所あります。この未契約箇所につきましては国・県の復旧工事との上・下作業の調整、あるいは工事用道路の調整が必要でありますので、早急に協議を調べて発注をしたいと考えております。公共土木災害の方は順調に推移をしているというふうにご理解をいただきたいと思っております。

ただ、コンクリート二次製品の不足から工程の遅れが心配されているという声がありました。先般ある機会の中で大手のコンクリート二次製品製造会社の会長にお会いしまして、こういう話がありますがいかがですかということをやったら、いや、そう心配はいらないと。間に合わ

せるぞということも伺っております。ただ、それはその会社1社のことでありますから、全体的にどうなのかというのは把握しておりませんが、この二次製品の不足という部分については、私はある程度解消していけるという見通しがあるなという思いを持っております。ただまあ、これはわかりませんがそういうこともありますので、このことによる工事の遅れ等にならないように、県それから国・市で組織しております南魚沼地域災害復旧連絡調整会議の中で、それぞれ二次製品の量とかも把握をしながら製品の確保について協力をお願いしてまいりたいと思っております。

こういうことを見ますと、一時中断の措置だとか工期延長とかの措置をしなければならなくなる場合がございますけれども、24年度末には現在発注している復旧工事は、基本的には完了するというところで関係機関と協議をしながら進めているところであります。

農林災害の方向であります。これはできるだけ多くの田んぼに作付けができる、こういうことを目指して今まで取り組んでまいりました。3月中旬時点での施工業者への復旧見込み調査では約66ヘクタールの農地が作付け不能という見込みでありました。今回6月1日時点での施工実績について再調査を実施したところ、これが約10ヘクタール減りまして、約57ヘクタールが作付けできないということになります。ただ、この中に約20ヘクタールが吉里と思川とで実施されます農地災害関連区画整理事業が含まれておりますので、実質は37ヘクタール程度が今回作付けができなかったということになります。

そして、現時点における現場の工事の完了状況を確認しております、契約数が403か所に対してまして219か所が完了しております。これは約54パーセント強であります。ただ、この査定箇所を合体して契約しているところもございますので、査定箇所1か所でも未了の場合は完了としてカウントしていない。査定箇所は件数が多いですけれども、それを合体して発注しております。一つの部分ができないとなると、それは一応全部できないというふうにカウントしておりますので、査定箇所から数えていけば、いわゆる完了箇所はもう少し上がると思っておりますけれども、全体としてはこういうこととなります。

林道、それから山地災害、これにつきましては農地・農業用施設の復旧を優先してまいりました。6月中まではそういうことで進んでまいりましたのでちょっと遅れておりますし、それから2年連続の豪雪による雪消えの遅延、こういうこともありました。しかし、ここに来てようやく現地での説明会・立会、工事着手が進んできているところであります。

繰越しとなっております41か所の林道の国庫補助復旧事業につきましては、ほぼ中止解除は完了して工事の再開に向けた準備を進めております。また、未発注になっております箇所については1か所が湯沢砂防事務所での実施が決まりまして、市としては廃工になりました。2か所につきましては雪消え後の現場精査、施設管理者との協議中でありまして、6月末の国の残事業現地調査——これは再査定であります、これを受ける予定であります。

小規模災については市の工事発注、あるいは地元支援する機械の借り上げ、材料支給これらで対応しておりますし、治山事業につきましては県の施工が約35か所、この地元説明会がほぼ終了いたしまして、工事着手に向けた現地での関係者の立会が行われているところであ

ります。

市で施工いたします治山工事、これは前年度から繰越しになっておりました5か所の県単補助工事、これについては現場ではほぼ完了となっております。今年度の4か所の補助治山復旧工事の調査設計を進めているということでもあります。森林作業道あるいは山道等につきましては、災害復旧の優先順位の関係から昨年度は復旧対策を先送りしてまいりましたけれども、本年度は基本的な復旧主体は地元受益者でありますけれども、復旧工事の地元施工に関して一定の支援を行って、復旧の手助けをしていきたいというふうに考えております。

トータル的にはまあ、100パーセント思ったほどにできたということではありませんけれども、豪雪等の影響等も含めて考えますと、順調に推移をしてきているというところでご理解いただきたいと思えます。

文化・教育・スポーツの件であります。図書館についてはいいということでもありますので、しません。それから特別支援学校、これも状況はご説明のとおりでありますけれども、学校説明会をだいぶ多く開催してまいりました。この果実といたしまして企業からの就労受け入れの申出が届いてもおります。これは非常にありがたいことだと思っております、こういうことがもっとどんどんと進んでいくように、また我々も努力していかなければならないと思っております。これは19日に入札をさせていただいて、ですから明日ですね、明日、そして、議会の皆さんから議決をいただく金額になっておりますので、最終日に議決をいただきたいと思っております。

文科省への陳情の内容でありますけれども、文部科学副大臣等も含め文部科学省の事務次官以下主要の皆さんに陳情をしてまいりました。当初、この特別支援学校のスクールバスの運営費については、県は交付税措置があるけれども、市町村には明記してありませんのでないというのが当初の調査の内容でありましたけれども、その後きちんと調査を進める中でそれもちやんと点数として入れてあると、いわゆる交付税処置はしてありますよというのが総務省から連絡が直前にまいりました。

ただ、私どもが文科省にお願いしたことは、ただ、ただ普通の全国一律の中での点数ではなくて、これだけの豪雪地帯でやはり運行に関しては大変な苦労があるわけでありまして、経費も多大に掛かりますので、そういうところを文科省の方からきちんと精査をしていただいて、総務省の方にその数値を上げてくださいというお願いをしてまいりまして、そのことについては副大臣以下、十分実状を調査して期待に応えられるように努力しますというお話をいただきました。この実現を待っているところでありますし、今年度中にもう一度くらい陳情とは言いませんが、確認作業には入りたいと思っております。

大原運動公園整備事業に絡みましての今後の事業費、まあまあ議員おっしゃったように全体の予定から言いますと27億円でありますから、まあ今回15億円強、16億円近い、あと10億円近くということでもありますけれども、これを他の事業に変更できないかということは、原則的にはでき得ないということでもあります。午前中のどなたかの議員のご質問の中にもありましたように、新市建設計画に搭載をされていない、大まかな項目であってもいいですけど

も、搭載をされていないところに——どういうことに変更できないかということとはわかりませんが、原則というかこれはできないことになっておりますし、議員ご承知のようにソフト事業にはこれは使えませんので、いわゆるできないというふうにご理解いただきたいと思っております。

例えば、予定していた事業費を使わなかった、特例債分が例えば1億円なり2億円なり空いた。それを関連とかあるいは事業搭載をしていた事業の方に回すというのはできますけれども、それが浮いたから、では全く別個のものを持ち出してこれも特例債でということは、これはできませんので、今回の新六日町病院の建設に際しても非常に厳しい。これはやはり新市、新しい病院、いわゆる地域医療の再編、一体化とかそういうことについてはきちんと挙げてあるわけですが、新六日町病院だとかそういうことについての記載は特になかったわけで、そこで非常にいろいろご議論ありました。けれども、今の中ではそういう大枠の中で病院ということから外れているわけでもありませんし、全く別のことをやるわけではないので何とか認めていただけないかという方向でございます。

ですので、いつか申し上げました、もしかすると文言を一文字追加させてもらわなければならないというようなことを申し上げましたけれども、これは何とか回避できそうでありまして、これができるといえることになればまた何でもできるということになってしまいますので、確かにおかしいことだなという思いはありますが、これはそういう方向で何とか調整ができるということだと思っております。

政治信条ということでもあります。私はホームページの中には政治信条の欄に決断と実行ということだけ書いてあります。そういうことで大きく申し上げますと、やはりきちんと物事を決断して、それに基づいて実行していく。これがやはり行わなければ、言葉だけで終わってしまう、あるいは将来的な見通しだけで終わってしまう。これではやはり政治とは申し上げられませんので、そのことを常に心がけながらやっているところであります。

そして、職員に対しましては、これもいつも申し上げておりますように、二本松さんの戒石銘碑に刻んであります「邇奉邇禄民膏民脂」その言葉であります。当然これはいわゆる税金を使わせていただいて給与をいただいたり、あるいは事業をやったりしている者にとっては当然の戒めといたしますか、目標とすべきことでもあります。それがことさら素晴らしいことではありませんけれども、まずこの基本をきちんと身に付けないと市民の皆さん方からの信頼は得られないということだと思っております。職員にも私も含めて、このことは常に新入職員には4月1日の入庁いわゆる採用する日については、新入職員にだけ特別にまたこのことを申し上げてやっております。

そのほかにやはり市政を運営したり、あるいは行政を実行したりしていく中では、非常に大きな困難あるいは障がい、こういうことがございますけれども、佐藤一斉氏の言葉にあります、「暗夜を憂うことなかれ」これを実行するようにといいことで皆さん方に申し上げております。「一燈を掲げて暗夜を行く」というところから始まりますけれども、全文は申し上げませんが、言四志録の中の一節であります。要は志をきちんと持って意志を強く持てば必ず道は開け

るということでもあります。

以前申し上げましたけれども、言葉、政治はやはり言葉できちんと理解をしていただくということが非常に大きな要素になります。黙って俺についてこいではなかなか今は納得をしていただける時代ではございませんし、そういうことで如何に考えていることを市民の皆様方にきちんと伝えてそれを理解していただくかということでもありますけれども、やはり往々にしてなかなか私の思うことと別の意味に伝わったり、そういうこともあります。

これはいつかこの議場で申し上げたことがありますけれども、言葉は翼を持つが思うところには飛ばないという、こう思っているもあちらへ行って別のことに伝わってしまうとかそういうことがあります。これも私生活上においてもそういうことが往々にあるような気がしますので、十分戒めながら何とか言葉で、きちんとした言葉で市民の皆さん方からご理解いただけるように努力をしていかなければならない。これは自分の戒めといいますか、というふうに思っております。

そして、職員にはいつも年頭、あるいは年度当初にこれも申し上げております。とにかく行動してくださいと。ロダンの考える人であってはだめですと。考えてばかりいても何も進みませんからとにかく行動してくださいということでありまして、積極的な失敗は消極的な無事に勝りますと。失敗の1つや2つ覚悟しながらとにかく行動してくださいということを督励をしているところであります。

おかげさまで職員も大きな失敗もなく、大変積極的に行動してもらっている部分が多く見られますので、非常にそういう面では成長してきておりますし、市民の皆さん方の期待に応えようということで一生懸命努力しているのだなということを、私は今のところは評価をしているわけであります。ただ、100パーセント評価という部分には当たらない部分もございますので、これらは強くまた戒めながら、注意もしながらやっていかなければならないと思っております。

ご承知のようにもう2期目が4か月強ということでありまして、本日の冒頭に申し上げましたように、今後の部分、これをどうきちんと作り上げて次代にバトンタッチができるか、このことを考えながら謙虚に市民の皆さん方の判断を待つという心境を吐露申し上げたわけでありまして、そのことをひとつ若井議員からもご理解いただければと思っております。

○若井達男君 南魚沼市政運営を問う

それでは一問一答ですので思いついたところを再度質問させていただきます。この財政運営についてですが、それこそ職員、議会それぞれの頑張りで——この実質公債費比率の件になります——23年度で3か年計画で20.7、今年この結果が今度は18.9という形で出てくるわけです。しかし、それぞれ議員の中の考えには我が市が20.7になったとき、18になったとき、他の市町村はもっと下がっているという、そういった考えの方もおられますが、私は住民サービスをやっていく上には、先ほども11番議員にありました財政投資、これはやはり必要であればやっていかななくてはならない。そういったときこれが低くなればいいというもので

はないと私は思っております。従来から言われております17年までですか、起債制限比率18パーセントそこそこに落ち着いている中で、住民サービスに合った財投というものが必要であると思いますが、この実質公債費比率についての市長の考え方を、この1点をまず財政の中で伺っておきます。

○市長 南魚沼市政運営を問う

実質公債費比率につきましてはご承知のように、返すお金の額が比率になって出てくるといふ、いわゆる返済額がですね。ですので、これは当然低いに越したことはありません。低いに越したことはありませんが、南魚沼市が高かった理由はもう以前から申し上げているとおりでありまして、他の市町村にはない特殊要因であります。すなわち広域水道企業団の市への併合、あるいは一部事務組合の併合、こういうことがございますので、どうしてもやはりそこで投資をしていた部分が全て市の部分に入ってきたわけでありまして。

これがない市町村と、例えば我々がそれがなかったとして計算しますと、もう全く人後に落ちないほど低く抑えられるわけでありまして。これは合併の宿命でありますので、これはきちんと受け入れて、それではそれをどうするのだということで実質公債費比率も平成27年度末には18パーセント以下に何とか抑えこみたいということで計画を立てて、その計画に沿って今進めてきているところであります。

おかげさまで、災害という部分でまた公債費は増えます。増えますが、優良債でありますので、財政に大きな影響をするというものではありませんけれども、やはり一時的には公債費が増えるわけですからその償還額も増えます。償還額もですね。ただ、その部分を合わせて交付税が入ってきますので、そういう率にどんどんと影響するというものではありませんけれども、一時、これは災害が原因でありますけれども公債費比率というのは上がります。この実質公債費比率というのはそういうことではありませんので、きちんといわゆる18パーセント以下という適正であろうという水準には持っていける。これはもうこれで満足したということではありませんので、徐々にこの返還を進めながらやっていくということでありまして。

おかげさまで水道関係の部分は合併当初は300億円を超える債務があったわけでありましてけれども、今は約160億円まで圧縮することができました。国の借換債とかその免除の部分もありましたので大きく進んだわけでもありますけれども、今の試算ですと平成30年度にはこれは大体精算できると。概ねですよ。そうしますと、その後にもまた——その後というかそれまでの間にも投資をしなければならない部分はあるわけでありましてけれども、水道料金の値下げという部分もまた視野に入ってきます。それ以前に何とかできれば一番いいわけですがけれども、余り無理を言ってもあれですが、そういうことも視野に入れながら考えておりますので、ただ単に実質公債費比率が高いから、他の市町村と比べて高いからということだけで議論されるのは少しやはり筋違いだなと。特殊要因をきちんと理解していただいた上でご議論を願いたいというふうに思っております。

○若井達男君 南魚沼市政運営を問う

今ほどの市長の答弁は私も全く考えは同じでございます。合併前の起債制限比率、それぞれ

塩沢においても15年で14パーセント、六日町で17パーセント、大和がちよっと高くて18くらいだったでしょうか。それがそういう形が合併したときに広域連合が旧4町の負担金でやっておりますので六日町から6億円くらい出して、旧4町を合わせると20億円。それが借金でなくそれぞれ負担金の持ち出しでやってあって、そこに45億円の新たな溶融炉の借金があった。これも南魚沼市としてそっくり抱えた公営企業水道会計についても全く市長の言われるとおりだと思っています。そういうことを見た中に、とにかく住民サービスは落とさない、やはり適正な財投はやっていかななくてはならないというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いたします。

それから支援学校、その間の豪雨につきましては十分わかりました。それから文化・教育・スポーツの図書館建設事業も先ほど答弁をいただいたとおりで十分でございます。

支援学校ですが、今ほど市長お話が出ましたが、市長が行った後、即市の方には学校交付金というものの内示があったというふうに伺っておるのですが。学校施設環境改善交付金の内示ということで藪神小学校と総合支援学校の小中高等学部に1億149万円ですか、こういった内示があったということ。私はやはり大したものだ、さすがに市長の営業だったなというふうにこれを考えているわけですが、ただ、この1億149万円というものが市長裁量で多分使っていていいというような形になっていると思うのです。振り分けられてはいないと思うのです。藪神小の大規模改造に幾ら、あと支援学校に幾らということではないと思います。

それは振り分けが決まっているのであれば、それはそれでいいわけですが、併せて国庫負担金の1,900万円と国費負担金の4,000万円、これらも多分同じ時期に内示になっていると思います。これが先ほど申し上げました、それなりの市長が東京へ出て営業してきていただいたと。またこの後もう一回念を押しに行かれるということをもたまたま答弁いただいておりますので、ぜひともこの辺はしっかりとやっていただければ、本当に南魚沼市立総合支援学校が安心して親が任せられる、行かせられる。子どもたち、生徒・児童がきっちりとそこに通学ができる施設になろうかと思いますが、ひとつよろしくお願いたします。

○市長 南魚沼市政運営を問う

私が記憶しておりますところでは、いわゆる藪神小学校の大規模改造とかそういうことの交付金、交付金事業、これについてはその額を明示して、もう少し前に1回内示があったと思うのです。この間、文科省に行ってきたからありましたのは、特別支援学校に関する国費の負担分、学校と体育館についてこれこれですよということがございました。これは私たちが行ったからどうだということなのか、そのところはよくわかりません。実際手厚い支援をしてくださいということは言ってきましたけれども、それで急に変わったなどということではないような気がしますけれども、これはよくわかりません。そうであればいいのですけれども、そうではないなと思いますよ、あれは。大体、もう大体決められていた数字をそこへ来て発表したということだと思います。いわゆる我々が行った成果というふうには考えづらいわけですが、でも文科副大臣までお会いしましたので、早く教えろという配慮はあったのかもわかりません。そんな状況であります。

ただ、交付金事業というのはご承知のように一応自由度はあります。自由度はありますが、なかなかでは100パーセント自由かというところではありませんので、これは我々がまた県や国と調整をしながら使える部分についていっぱい使わせていただいて、必要な部分にですね。そういうことを心がけていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○若井達男君 南魚沼市政運営を問う

それでは4の市長の政治信条ということをお聞かせいただきました。壇上からもお話しされたように、この前も市長の政治信条はということをお聞かせいただきました。まあ、ぶれていない、そしてその中に一つ言わせていただければ、思いやりを持ってやることだということも聞いておりました。そして、今ちょうど副議長もこれは触れていただきましたが、この4年前ですか、19年の12月議会に市長の再選に向けて、この議場で一般質問をさせていただきました。1年を切った中でしたけれどもどうですかということで。市長の答弁は、今日は私はかなり慎重な答弁、意思表示だったというふうに感じていましたが、そのときは再度市長選に立候補する決意であるという強い言葉をいただきました。

そしてその中に私は、ならばそのときの市長の目標とするところは何だと。財政健全化の真っ最中でもある。そして目指すところの南魚沼市の建設だということに、それに市長は答弁していただいたのがここにありますけれども、再度の市長選に立候補する決意であると、南魚沼市の完結型社会の形成だと、それが土台の上に立った柱建て、屋根葺きだというふうに私は理解をしました。そして安心・安全で暮らせるための基幹病院の取り組みをということも言ってきました。

それで今1点、私が今日まで心配になっておったのが、このときの市長答弁の中に教育分野の充実というのをやはり言われておったのです。それは何だかと言うと、4年制の大学の学部設置及び職場ということをおっしゃったのです。それがこれも副議長の質問の中に、これは今年の秋を目処に関東の大学の方と話を進めておるところだと。何とか秋くらいまでには協定に結びつけたいという話を今日いただきました。その後、重点施策は何だかということも私は聞いておりました。それについては総合計画に基づく中での財政健全化、そして教育特区の活用、耐震補強、学校統合・給食センター、学力向上、子育て支援の充実、コミュニティ事業の推進、大河ドラマ「天地人」の取り組みによる市の活性化、まさにマニフェストをきちんとこの4年間でやられてきたと。余り上げるとまた褒め過ぎだなどと周りのそこら辺に言う人がいるかもしれないですが、私はこれは間違いではないと思うのです。そのとおりだと思っています。

ただ1点、この後伺いますが、この後の3期目に対するときのマニフェスト、市長の3期目に対する南魚沼市に対する市政、これらは確かにまだ出てはきていないのです。まさに決意が先なものですから。しかし、このマニフェストの作成については、これも13番議員の話から出ました後援会とマニフェストについては相談というような話もありました。これは私は後援会と相談はするものではないと、井口一郎市長自らが3期目に向けた中のマニフェストを出すのだと。それを有権者が判断するのだというふうに私は考えておりますがその点いかがでしょうか。

○市長 南魚沼市政運営を問う

マニフェストという部分につきましては、国政の中で見ますと結局は党がこれを作りまして、そこに所属する候補者がその実現を訴えていくわけでありまして。我々地方はそれを作る機関というのではないわけでありまして、おのずとそこに立候補する方、あるいはそれを取り巻くといえますか、支援をしていただく方々が相談をしながらやったりということになるかと思えます。

関議員のおっしゃったことは、いちいち市政の中の細かいことまでということではなくて、いろいろ議論があります原発問題だとか、あるいはT P Pの問題だとか、直接的に市の施策としてどうしようもないけれども考え方はどうだという部分については、選挙を一生懸命一緒になって戦う後援会の皆さんとそのくらいの相談くらいはしろやと、こういうことだと思います。その点については当然そうでありましょう、ということでご返答を申し上げたところです。

市政をこういうふう運営していきたい、こうやっていきたいという部分については、それはいわゆる私の意志で作成をさせていただいて、後援会の皆さん方からもご了承をいただくということになるかと思えます。先ほど申し上げました市政のための部分ではなくて、全般的なその理念的なといえますか、そういう部分についての相談は、やはりこれはしていくべきだろうというふうな、ひとりよがりにならないように気をつけなければならないということも含めて言っております。

ただ、このマニフェストという部分については先ほど関議員のときにも触れましたが、余り数値化をきちんきちんと出して、さあそれができたか、できないかなどということを一いちいち検証するということが、本当に制度上必要か否かと言われれば、私は必要ないと。大まかな方向を出して、その中で柔軟性を持ちながらやっていくというのが、私はやはり地方自治体に求められる方向性だと思っております。もうとてもぎっちゃん、ぎっちゃんにしばり込んで、そのとおりでなければ、違反したからお前は辞めろの、辞職しろの、住民投票しろのなどそんなことをやっていけばとてもではないけれども地方自治体は運営していきません。そんなことを考えておきまして、そう数値化をしようというつもりは全くございません。

一番今きちんと皆さんにお約束を申し上げなければならないという部分は、先ほど触れましたけれども災害復旧。これは何とか3年間で終わらせたい、この部分。それからようやく信頼関係を築き上げて今日まで至りました地域医療再編、このことをお医者さん方と約束した部分をきちんと実行していくと。これはもうさっきも言いましたけれども、今年の後半から来年、災害も同じです。25年度いっぱいもう限度でありますから、継続的にそれをやっていきますなどということではだめなわけですので区切りをつけてきちんとやると。

そうなりますと、大きくはその2つが、私がきちんと期限を切ってお約束といえますか、それに向けて実現を図るということについてが主題になってこようかと思っておりますけれども、まだそれこそずっとしゅん巡しておった部分もありましたので、具体的な部分が固まっているということではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

○若井達男君 南魚沼市政運営を問う

これで終わりますが、市長、私が議長だったときに、あなたと一緒に、深夜ではない9時から10時の頃車の中で、帰るときにお話をさせていただきました。市長、あなたは強いと。ポピュリズムにならないと。しかし、人間はどちらかというとポピュリズムの方が楽なのです。大衆化の方が、風の流れでも水の流れでも。それを12月議会で自ら、私はポピュリズムではないのだということを口にされました。ひとつこれからも井口市政というものを自らの政治信条として進めていくには、やはりこのポピュリズムになることなく、自分の一つの正しい判断の中で頑張っていっていただきたいと。しっかりと応援させていただきます。終わります。

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。

○議 長 次の本会議は明日6月19日午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦勞さまでございました。

(午後4時31分)